

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

新潟県のほぼ中央部に位置し、緑豊かな山々や清流、肥沃な大地などの自然の恵みを受けている本市にとって、環境の保全は特に重要な課題であるとともに、廃棄物は将来の人口動態や社会経済情勢の変化に伴って多様化するため、長期的・総合的視野に立って計画的なごみ処理施設の整備及び運営を推進する必要があります。

したがって、ごみ処理基本計画はごみの適正かつ合理的な処理・処分体制を確立し、ごみによる環境汚染を未然に防止するとともに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを基本とし、「五泉市のごみの排出量及び一般廃棄物処理施設の運転管理状況を把握し、ごみ処理施設の維持管理と整備状況を踏まえたごみの収集運搬、減量化対策の検討を行うことにより、一般廃棄物を適正かつ合理的に処理すること」を基本方針として策定します。

この基本方針に基づき、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬及び処分等についてまとめ、これらの結果により、計画目標年次において、より効率的かつ経済的にごみ処理事業を行えるように五泉地域衛生施設組合と協力しながら計画的な施設整備を行っていくものとします。

第2節 計画目標年次

計画目標年次は、平成19年度から平成33年度の15年間とします。

第3節 ごみ処理に関する基礎資料

第1項 ごみの発生量の実績及びその性状

1. ごみの発生量の実績

平成9年度から平成18年度における本市のごみの発生量の実績を表3-3-1及び図3-3-1に示します。

過去10年間におけるごみの発生量は微増で推移しており、平成18年度におけるごみの発生量は、燃えるごみが家庭系で約13,900t、事業系で約6,600t、燃えないごみが家庭系で約1,300t、事業系で約300t、資源ごみが約2,400t、有害ごみが約22tで、総発生量は約24,500tでした。

表3-3-1 ごみ発生量の実績

単位：t

	燃えるごみ		燃えないごみ		資源ごみ	有害ごみ	計
	家庭系	事業系	家庭系	事業系			
平成9年度	16,648.19	3,743.54	2,394.84	236.69	—	—	23,023.26
平成10年度	15,216.19	4,488.04	2,274.12	283.69	925.45	—	23,187.49
平成11年度	14,131.02	4,748.49	2,099.49	383.33	1,216.99	—	22,579.32
平成12年度	13,280.62	5,328.09	1,984.38	423.75	1,905.00	10.19	22,921.84
平成13年度	13,264.32	5,448.33	1,714.99	424.90	2,145.19	28.95	22,997.73
平成14年度	13,112.32	5,747.28	1,691.23	436.68	2,320.34	31.00	23,307.85
平成15年度	13,323.82	5,963.71	1,667.94	454.57	2,237.01	28.44	23,647.05
平成16年度	13,245.72	6,579.60	1,533.25	421.46	2,170.59	27.74	23,950.62
平成17年度	13,706.07	7,369.21	1,546.01	427.57	2,205.41	26.28	25,254.27
平成18年度	13,904.05	6,612.08	1,326.23	314.22	2,393.69	22.50	24,550.27

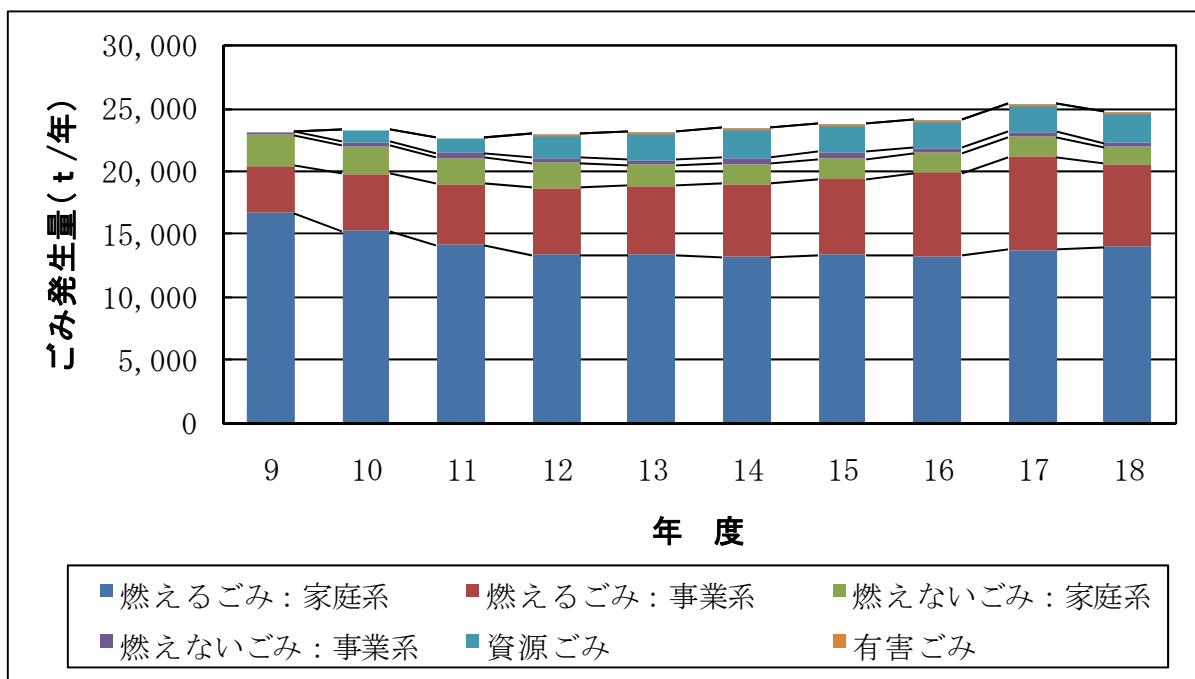


図 3-3-1 ごみの発生量の実績

2. ごみ質測定実績

五泉地域衛生施設組合にて測定した平成 16 年度から平成 18 年度におけるごみ質測定実績を表 3-3-2 に示します。

過去 3 年間に於ける三成分及び低位発熱量は年平均で、平成 16 年度が水分 46.7%、灰分 5.3%、可燃分 47.9%、低位発熱量 9,960kJ/kg、平成 17 年度が水分 45.8%、灰分 7.1%、可燃分 47.1%、低位発熱量 9,350kJ/kg、平成 18 年度が水分 42.9%、灰分 5.9%、可燃分 51.2%、低位発熱量 10,700kJ/kg であり、低位発熱量は 10,000kJ/kg 前後で推移しています。

表 3-3-2 ごみ質測定実績（五泉地域衛生施設組合 ごみ焼却処理施設）

測定年度	平成16年度					平成17年度					平成18年度				
	6/2	9/1	12/1	3/2	平均	6/1	9/7	12/7	3/1	平均	6/7	9/6	12/6	3/7	平均
単位容積重量 (kg/m ³)	146	104	94	88	108	126	73	122	141	116	82	137	108	169	124
紙・布類 (%)	47.5	45.0	48.1	45.9	46.7	40.2	45.3	42.1	44.8	43.1	49.1	40.3	58.3	56.5	51.0
木・竹・わら類 (%)	14.6	10.3	23.0	0.5	12.1	6.3	14.0	6.4	8.0	8.7	16.8	5.8	1.2	0.4	6.1
合成樹脂類 (%)	29.2	26.4	23.2	41.3	30.0	23.0	16.8	24.2	28.8	23.2	24.6	33.1	26.3	31.6	28.9
ちゆう芥類 (%)	5.8	14.5	2.6	10.2	8.3	28.1	5.1	26.1	12.2	17.9	4.4	11.5	9.2	10.3	8.8
不燃物類 (%)	1.8	2.0	2.0	1.4	1.8	1.3	17.3	0.0	2.2	5.2	0.0	7.5	3.2	0.8	2.9
その他 (%)	1.1	1.8	1.1	0.7	1.2	1.1	1.5	1.2	4.0	1.9	5.1	1.8	1.8	0.4	2.3
水分 (%)	49.6	48.1	37.6	51.4	46.7	53.4	47.4	41.5	40.7	45.8	37.2	57.5	39.7	37.4	42.9
灰分 (%)	3.9	7.5	6.8	3.0	5.3	6.6	11.5	3.4	7.0	7.1	5.8	5.3	8.3	4.1	5.9
可燃分 (%)	46.5	44.4	55.6	45.6	47.9	40.0	41.1	55.1	52.3	47.1	57.0	37.2	52.0	58.5	51.2
三成分の式	(kJ/kg)	7,500	7,140	9,510	7,290	7,860	6,540	9,320	8,810	7,720	9,790	5,560	8,780	10,060	8,550
	(kcal/kg)	1,790	1,710	2,280	1,740	1,880	1,480	1,570	2,230	2,110	1,850	2,340	2,100	2,410	2,050
狩郷の式	(kJ/kg)	9,500	8,870	11,410	10,060	9,960	7,540	7,560	11,030	9,350	11,850	7,370	10,790	12,780	10,700
	(kcal/kg)	2,270	2,120	2,730	2,400	2,380	1,800	1,810	2,700	2,640	2,830	1,760	2,580	3,060	2,560

※三成分の式：H₀=18,800B-2,500W (kJ/kg) B：可燃分、W：水分

H₀=4,500B-600W (kcal/kg)

※狩郷の式：H₀=18,800B+33,500P₀-2,500W (kJ/kg) B：プラスチック類を除いた可燃分（湿ベース）

H₀=4,500B+8,000P₀-600W (kcal/kg) P₀：プラスチック類（湿ベース）、W：水分

合成樹脂中にも灰分は含まれているが、少量であるため、誤差の範囲に入るとする。

第2項 ごみの減量化・再生利用の実績

1. ごみ発生抑制、再利用の状況

本市におけるごみ分別区分は次のとおりです。

12分別（燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ：古紙・紙パック、
空き缶・空きびん、ペットボトル、プラスチックごみ、
有害ごみ）

2. 家庭系ごみの自家処理の状況

現在、生ごみ処理器によるちゅう芥類の堆肥化処理を積極的に推進
しています。

3. 家庭系ごみの民間資源回収の状況

現在行われている民間資源回収の状況は次のとおりです。

- ・スーパー、商店、コンビニエンスストア等による店頭回収

4. 事業系ごみの排出抑制の状況

現在、推進されている施策は次のとおりです。

- ・リサイクルしやすい商品等の製造・販売を行う。
- ・包装を簡素化する。
- ・事務所、事務所内のごみの減量・リサイクルを推進する。

5. 行政によるごみ減量化・再利用施策の状況

現在、推進されている施策は次のとおりです。

- ・町内会等に対し、ごみの研修会を実施する。
- ・率先してごみの減量化・リサイクルに取り組む。
- ・分別収集計画（平成19年6月策定）に基づき容器包装廃棄物の分別収集を円滑に、かつ効率的に進めていく体制を整備する。

第3項 ごみ処理の実績

1. 五泉地域衛生施設組合 ごみ焼却処理施設

昭和58年1月に計画処理能力100t/日(50t/16h×2炉)のごみ処理施設であるごみ焼却処理施設の建設に着手し、昭和60年3月に竣工、同年4月より本格稼働を開始しました。その後、平成12年から2カ年事業にて排ガス処理施設整備工事を行い、その際に計画処理能力も150t/日(75t/24h×2炉)に変更し現在に至っています。

ごみ焼却処理施設の施設概要を次に示します。

① ごみ焼却処理施設

処理能力	150 t / 日 (75 t / 24 h × 2 炉)
炉形式	全連続燃焼方式 (ストーカ炉)
炉運転時間	1 日 24 時間
炉運転方式	1 炉 1 系列
受入供給設備	ピットアンドクレーン方式
燃焼ガス冷却設備	水噴射式
排ガス処理設備	減温塔 + 乾式塩化水素除去装置 + バグフィルタ
通風設備	平衡通風方式
灰出し設備	主灰：ピットアンドクレーン方式 飛灰：バンカ方式
排水処理設備	

2. 五泉地域衛生施設組合 不燃物処理センター

平成7年5月に計画処理能力30t/日(30t/5h)の不燃物処理施設である不燃物処理センターの建設に着手し、平成8年2月に竣工、同年4月より本格稼働を開始し現在に至っています。

不燃物処理センターの施設概要を次に示します。

① 不燃物処理センター

処理能力	30 t / 日 (30 t / 5 h)
処理方式	圧縮式
運転時間	1 日 5 時間
受入供給	ホッパ投入方式、破袋機
選別装置	手選別装置、アルミ選別装置、 磁選機
再生装置	油圧圧縮成形機

平成 16 年度から平成 18 年度における本市のごみ処理の実績を表 3-3-3 に、平成 18 年度における処理・処分実績を図 3-3-2 に示します。

過去 3 年間に於ける本市のごみ処理量は、焼却処理量では平成 17 年度までは増加傾向を示していたものの、平成 18 年度は若干減少しています。また、不燃物処理量では平成 17 年度に若干増加したものの、年々減少傾向にあります。

表 3-3-3 ごみ処理の実績

	焼却処理量	不燃物処理量
平成 16 年度	21,924 t / 年	1,955 t / 年
平成 17 年度	23,372 t / 年	1,974 t / 年
平成 18 年度	22,769 t / 年	1,640 t / 年

単位：t/年

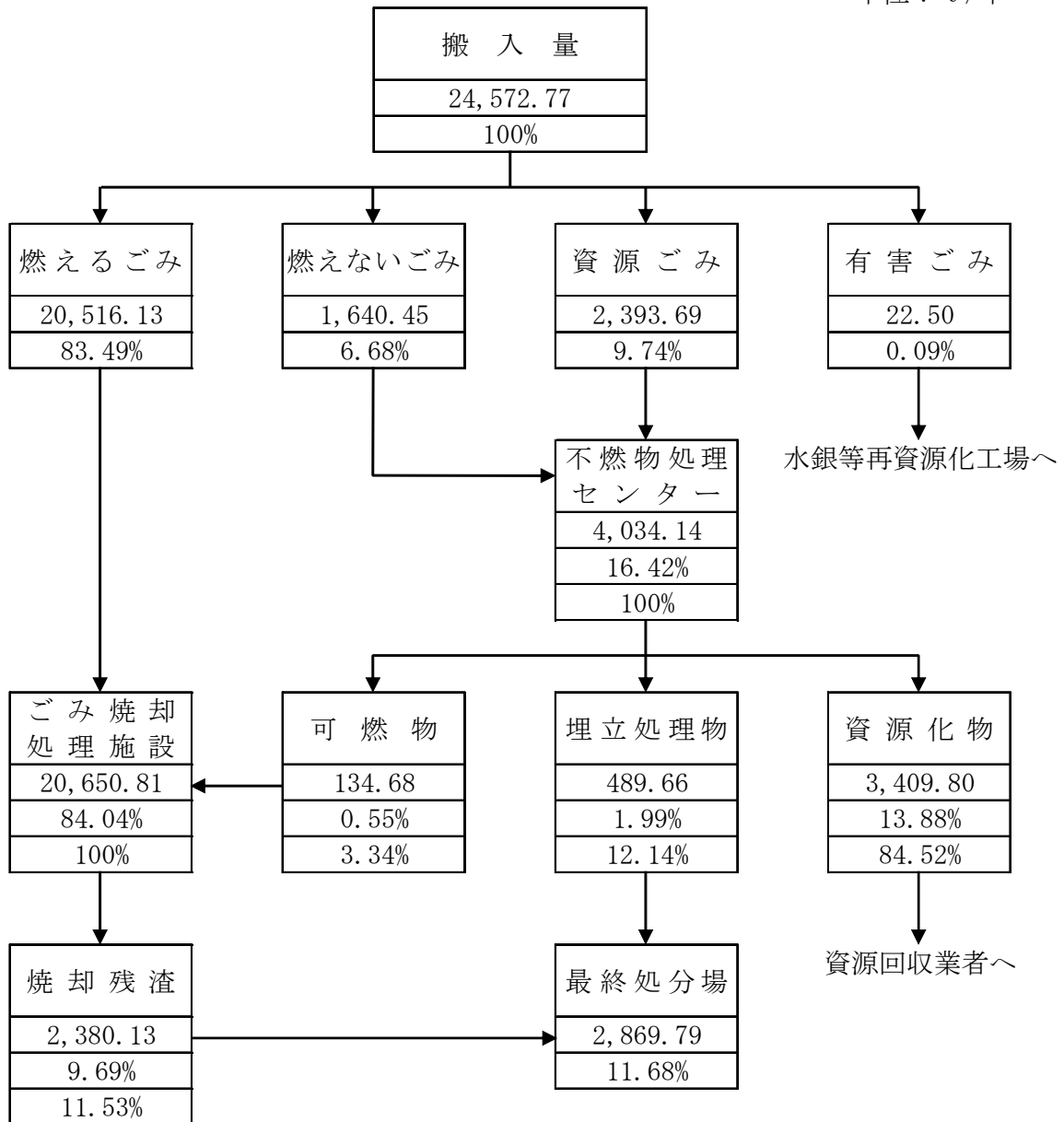


図 3 - 3 - 2 ごみ処理・処分の実績

3. 五泉地域衛生施設組合 大沢最終処分場

昭和 60 年 8 月に埋立面積 12,762m²、埋立容量 54,110m³の埋立処分場と処理能力 60m³/日の浸出水処理施設を有する大沢最終処分場の建設に着手し、昭和 62 年 3 月に竣工、以降本格稼働を開始し現在に至っています。

過去 3 年間における本市の埋立処分量は、平成 16 年度が 3,388 t、平成 17 年度が 3,672 t、平成 18 年度が 2,870 t であり、平成 17 年度に増加したものの、全体的には緩やかな減少傾向を示しています。

第4項 ごみ処理体制

1. 五泉地域衛生施設組合 ごみ焼却処理施設

五泉地域衛生施設組合 ごみ焼却処理施設の運営管理は、主に直営により行われています。運営管理体制の概要は表3-3-4に示すとおりです。

表3-3-4 運営管理体制（ごみ焼却処理施設）

	組合職員	臨時職員	委託職員
管理棟	—	—	1名
ごみ焼却場	8名	2名	12名

2. 五泉地域衛生施設組合 不燃物処理センター

五泉地域衛生施設組合 不燃物処理センターの運営管理は、委託により行われています。運営管理体制の概要は表3-3-5に示すとおりです。

表3-3-5 運営管理体制（不燃物処理センター）

	組合職員	臨時職員	委託職員
管理棟	—	—	1名
不燃物処理センター	—	—	8名

3. 五泉地域衛生施設組合 大沢最終処分場

五泉地域衛生施設組合 大沢最終処分場の運転管理は、委託により行われています。運転管理体制の概要は表 3-3-6 に示すとおりです。

表 3-3-6 運転管理体制（大沢最終処分場）

	組 合 職 員	臨 時 職 員	委 託 職 員
管 理 棟	—	—	—
埋立作業及び 浸出水処理施設の管理	—	—	1 名

第5項 ごみ処理技術の動向

環境省では、一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、全国の市町村及び特別地方公共団体に対し「一般廃棄物処理事業実態調査」を行っています。ここでは平成17年度における調査結果を集計した「日本の廃棄物処理 平成17年度版」を参照して、現在のごみ処理技術の動向を検証しました。

1. ごみ焼却施設の整備状況

ごみ焼却施設の炉型施設数と処理能力の推移を表3-3-7に示します。

ごみ焼却施設数は年々減少し、処理能力は年々増加していましたが、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」により既存施設の恒久対策措置の期限となっていた平成14年度以降は施設数及び処理能力とも減少傾向を示しています。炉型別でみると機械化及び固定バッチ式と准連続式の施設数が減少し、全連続式の施設が増加しています。これは、ダイオキシン類対策及びごみ処理の広域化が進んでいることにより、バッチ式の施設が廃止され、1施設あたりの処理能力が大きい全連続式の施設への移行が順調に進んでいる証拠であると思われます。

ごみ焼却施設の種別施設数と処理能力の推移を表3-3-8に、ごみ焼却施設の処理方式別施設数と処理能力の推移を表3-3-9に示します。

ごみ焼却施設の種別施設数としては、直接熔融及びガス化熔融・改質施設は増加していますが、焼却施設は減少しています。これは、現在最終処分場の確保が困難なことを見越して埋立処分量が最小となる熔融施設を採用する自治体が増えていることを示していると思われる。また、処理方式別施設数としてはストーカ式を採用しているところが最も多く、次に流動床式、その他と続いています。

表 3 - 3 - 7 ごみ焼却施設の炉型施設数と処理能力の推移

炉型式 年度	全連続式		准連続式		機械化バッチ式		固定バッチ式		合計	
	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)
8年度	449	140,134	383	30,664	783	19,172	257	1,269	1,872	191,239
9年度	460	142,011	377	30,630	759	18,423	247	1,180	1,843	192,243
10年度	474	144,184	378	30,297	753	16,935	164	1,202	1,769	192,618
11年度	498	149,327	365	28,794	705	15,799	149	1,204	1,717	195,125
12年度	534	156,934	362	28,337	672	15,006	147	1,280	1,715	201,557
13年度	549	159,252	359	28,167	629	14,137	143	1,177	1,680	202,733
14年度	579	160,591	321	25,262	513	11,731	77	1,291	1,490	198,874
15年度	588	159,537	300	23,573	447	10,289	61	458	1,396	193,856
16年度	612	163,615	286	22,123	422	9,806	54	408	1,374	195,952
17年度	618	160,186	269	19,961	381	8,919	51	412	1,319	189,478
(民間)	141	64,205	26	633	28	386	109	1,123	304	66,347

注)・(民間) 以外は市町村・事務組合が設置した施設で、当該年度に着工した施設及び休止施設を含み、廃止施設を除く。

・機械化バッチ式の数値は(バッチ式-固定バッチ式)により算出した。

表 3 - 3 - 8 ごみ焼却施設の種別施設数と処理能力の推移

種類 年度	焼却(ガス化溶融・改質、炭化、その他以外)		ガス化溶融・改質		炭化		その他		合計	
	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)
10年度	1,760	191,278	5	640	-	-	4	700	1,769	192,618
11年度	1,704	193,021	9	1,404	-	-	4	700	1,717	195,125
12年度	1,692	197,821	17	2,476	-	-	6	1,260	1,715	201,557
13年度	1,652	198,629	22	2,989	-	-	6	1,115	1,680	202,733
14年度	1,436	191,125	46	6,385	-	-	8	1,364	1,490	198,874
15年度	1,329	184,195	58	8,178	-	-	9	1,483	1,396	193,856
16年度	1,295	184,614	70	9,815	-	-	9	1,523	1,374	195,952
17年度	1,231	177,303	77	11,119	2	90	9	966	1,319	189,478
(民間)	272	61,422	16	3,184	4	227	12	1,514	304	66,347

注)・(民間) 以外は市町村・事務組合が設置した施設で、当該年度に着工した施設及び休止施設を含み、廃止施設を除く。

・平成16年度までは炭化施設は焼却施設に含まれている。

表 3 - 3 - 9 ごみ焼却施設の処理方式別施設数と処理能力の推移

種類 年度	ストーカ式		流動床式		固定床式		その他		合計	
	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)
10年度	1,303	165,413	197	23,482	164	1,202	105	2,520	1,769	192,618
11年度	1,272	166,555	200	24,310	149	1,204	96	3,056	1,717	195,125
12年度	1,264	170,999	207	25,075	147	1,280	97	4,204	1,715	201,557
13年度	1,243	171,619	205	25,473	143	1,177	89	4,464	1,680	202,733
14年度	1,116	164,390	210	27,210	77	1,291	87	5,983	1,490	198,874
15年度	1,036	158,672	214	28,027	61	458	85	6,700	1,396	193,856
16年度	1,012	159,235	216	28,685	54	408	92	7,624	1,374	195,952
17年度	963	151,679	211	27,451	51	412	94	9,936	1,319	189,478
(民間)	42	4,499	33	3,039	120	1,373	109	57,436	304	66,347

注)・(民間) 以外は市町村・事務組合が設置した施設で、当該年度に着工した施設及び休止施設を含み、廃止施設を除く。

2. 資源化等の施設の整備状況

資源化等の施設数と処理能力の推移を表3-3-10に示します。

各施設とも年々増加しており、平成8年度と平成17年度を比較すると施設数、処理能力ともほぼ2倍となっています。これは、リサイクルに対する意識の向上とリサイクル対象ごみの範囲が拡大していることにより施設整備が増加したものとされます。

表3-3-10 資源化等の施設数と処理能力の推移

施設種類 年度	資源化等を行う施設														ごみ燃料化施設		その他の施設		合計	
	選別		圧縮・梱包		ごみ堆肥化		ごみ飼料化		メタン化		その他		施設計		施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)
	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)						
8年度	-	-	-	-	(34)	(596)	-	-	-	-	-	-	578	11,281	11	363	73	1,711	662	13,354
9年度	-	-	-	-	(32)	(615)	-	-	-	-	-	-	592	11,439	14	576	94	2,164	700	14,179
10年度	-	-	-	-	(33)	(599)	-	-	-	-	-	-	753	14,526	23	936	17	293	793	15,755
11年度	-	-	-	-	(38)	(602)	-	-	-	-	-	-	813	15,379	30	1,310	29	558	872	17,248
12年度	-	-	-	-	(40)	(628)	-	-	-	-	-	-	882	16,488	32	1,513	35	685	949	18,686
13年度	-	-	-	-	(45)	(682)	-	-	-	-	-	-	938	17,139	38	1,768	46	1,036	1,022	19,943
14年度	-	-	-	-	(56)	(744)	-	-	-	-	-	-	1,005	18,209	47	2,764	60	1,591	1,112	22,564
15年度	-	-	-	-	(59)	(759)	-	-	-	-	-	-	1,044	19,603	54	3,058	61	1,716	1,159	24,377
16年度	-	-	-	-	(65)	(763)	-	-	-	-	-	-	1,081	19,646	57	3,532	67	1,714	1,205	24,892
17年度	806	17,652	802	17,047	89	1,386	4	83	6	184	128	2,790	1,050	21,312	61	3,484	65	2,125	1,176	26,921
(民間)	282	48,007	307	28,561	125	12,031	24	4,175	7	396	531	132,674	1,004	196,627	40	2,766	171	21,799	1,215	221,192

- 注)・(民間)以外は市町村・事務組合が設置する施設で、当該年度に着工した施設及び休止施設を含み、廃止施設を除く。
- ・「資源化等を行う施設」とは、不燃ごみの選別施設、圧縮梱包施設等の施設(前処理を行うための処理施設や、最終処分場の敷地内に併設されている施設を含む)、可燃ごみ・生ごみのごみ堆肥化施設、ごみ飼料化施設、メタン化施設で「粗大ごみ処理施設」、「ごみ燃料化施設」以外の施設をいう。
 - ・平成9年度以前においては、①資源ごみとして収集したごみの選別・資源化施設以外の施設、②ごみの固形燃料化施設以外の施設と、①または②を重複回答している施設を「その他」として分類していたが、平成10年度実態調査より、資源化等を目的とせず埋立処分のため破砕・減容化を行う施設を、「その他」の施設とした。
 - ・平成17年度より「資源化等を行う施設」を選別、圧縮・梱包、ごみ堆肥化、ごみ飼料化、メタン化、その他に分類し、高速堆肥化施設を「資源化等を行う施設」に含めることとした。ごみ堆肥化欄の()内は高速堆肥化施設のみの数値であり、施設計の内数である。

また、保管施設の施設数と面積の推移を表3-3-11に示します。

保管施設の施設数及び保管面積は年々増加しており、平成10年度と平成17年度を比較すると、施設数及び面積ともほぼ2倍となっています。これは、ごみ分別区分の細分化に伴い、リサイクル品を一定量になるまで一時保管するために施設整備が増加しているものと思われま。

表3-3-11 保管施設の施設数と面積の推移

年度 保管施設	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
施設数	417	552	734	852	941	987	1,033	1,020
面積(m ²)	274,457	332,252	407,943	435,809	485,829	509,350	555,204	512,136

- 注)・「保管施設」とは、容器包装リサイクル法施行規則第2条の規定に基づくものであり、資源ごみとして回収した紙、プラスチック類、資源化施設等から選別された金属類等の資源化を目的として一時的に保管する施設をいう。

3. 粗大ごみ処理施設の整備状況

粗大ごみ処理施設の施設数と処理能力の推移を表3-3-12に示します。

施設数は緩やかに増加していたものの、近年ではほぼ横ばいにて推移してきており、それに呼応して処理能力もほぼ横ばいにて推移しています。処理方式別にみると、併用方式及び破碎方式がほぼ横ばいで推移しているのに対して、圧縮方式は緩やかな減少傾向を示しています。粗大ごみ処理施設はごみ焼却施設の整備と同時に行われることが多いため、施設数はこれに左右されているという傾向が見受けられます。また、家電リサイクル法が施行されたことにより、不燃性粗大ごみが減少したため、併用及び破碎施設の処理能力が減少しているものと思われます。

表3-3-12 粗大ごみ処理施設の施設数と処理能力の推移

方式 年度	併用		破碎		圧縮		合計	
	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)
8年度	397	16,350	218	8,773	55	1,159	670	26,281
9年度	412	16,839	210	8,339	58	1,276	680	26,454
10年度	429	17,201	203	8,728	54	1,071	686	27,000
11年度	429	16,928	200	8,375	51	1,149	680	26,452
12年度	441	17,181	201	8,201	53	1,226	695	26,608
13年度	439	17,038	202	8,702	57	1,611	698	27,350
14年度	436	16,695	210	8,804	50	1,331	696	26,830
15年度	434	16,644	210	8,413	44	1,388	688	26,445
16年度	426	16,435	225	9,023	42	1,045	693	26,503
17年度	413	16,247	228	8,900	41	954	682	26,101
(民間)	18	5,107	142	26,086	6	755	166	31,948

注)・粗大ごみ処理施設とは、粗大ごみを対象に破碎・圧縮等の処理及び有価物の選別を行う施設である。
 ・(民間)以外は市町村・事務組合が設置する施設で、当該年度に着工した施設及び休止施設を含み、廃止施設を除く。
 ・「破碎」:可燃性粗大ごみを破碎し焼却し得るように処理する施設。「圧縮」:不燃性粗大ごみを破碎・圧縮する施設。「併用」:可燃性及び不燃性の粗大ごみを破碎(粉碎)する施設。

4. 最終処分場の整備状況

施設数の推移と残余年数の推移を表3-3-13に示します。

最終処分場数は、平成8年度の2,388施設をピークにして減少傾向にあります。また、残余容量も平成10年度の170,656千 m^3 をピークにして減少傾向にありますが、残余年数は増加しており平成17年度で14.8年となっています。

全国的に最終処分場建設用地の確保が困難な状態が続いており、仮に建設用地が確保されたとしても以前よりも大きな最終処分場を建設することができないため、施設数及び残余容量が減少しているものと思われます。それに反して残余年数が増加しているのは、直接溶融もしくはガス化溶融・改質方式のごみ処理施設の整備やリサイクルの推進により年間の埋立処分量が減少しているためであると思われます。

表3-3-13 最終処分場の施設数と残余年数の推移

区分 年度	最終処分場数					埋立面積 (千 m^2)	全体容量 (千 m^3)	残余容量 (千 m^3)	残余年数 (年)
	山間	海面	水面	平地	計				
8年度	1,692	31	24	641	2,388	53,118	486,676	158,896	9.9
9年度	1,620	33	24	589	2,266	52,943	492,341	172,047	11.7
10年度	1,546	32	21	529	2,128	51,987	493,501	178,393	12.8
11年度	1,503	30	19	513	2,065	51,508	501,168	172,088	12.9
12年度	1,520	30	18	509	2,077	49,633	471,719	164,937	12.8
13年度	1,504	29	17	509	2,059	49,096	468,702	160,347	13.2
14年度	1,499	28	19	501	2,047	48,609	469,400	152,503	13.8
15年度	1,491	27	17	504	2,039	48,695	471,943	144,816	14.0
16年度	1,464	25	16	504	2,009	47,554	449,493	138,259	14.0
17年度	1,343	24	15	465	1,847	45,666	449,611	133,023	14.8
(民間)	70	14	1	25	110	10,855	153,343	57,660	6.4

注)・(民間)以外は市町村・事務組合設置(東京都設置分を含む)の最終処分場で、当該年度に着工した施設を含む。

・(民間)には、県営処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センターを含む

・残余年数とは、新しい最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量により埋立が行われた場合に、埋立処分を行える期間(年)であり、(当該年度末の残余容量)÷(当該年度の最終処分量÷埋立ごみ比重)により算出する。(埋立ごみ比重は、0.8163とする。)

・平成17年度において航空測量等により修正された残余容量のうち、増量分(7,737千 m^3)を平成16年度以前のデータに上乘せし、各年度の残余容量及び残余年数を算出した。そのため、昨年度発表数値と異なる。

現在のごみ処理技術の状況をまとめてみると、ごみ処理に関しては全連続式の施設へ移行しており、埋立量の軽減のために焼却処理のみならず熔融処理を選択することが多くなってきています。また、施設規模としては100 t/日以上のもものが多く整備されており、ダイオキシン類対策及びごみ処理の広域化が進んでいるとともに、発電設備を併設することでサーマルリサイクルを実現し、CO₂の削減を目指す傾向にあります。

資源化については、リサイクル施設の設置は増加しており特に焼却施設に隣接して整備されることが多くなってきています。これは、焼却処理の前処理施設として設置されていたものが、純粹にリサイクルを目指した設備とリサイクルの啓蒙、リサイクル品の展示・販売を行える設備を持つリサイクルプラザとして整備されていることが原因であると思われます。

最終処分場の建設難は従来通りであります。リサイクル及びごみの減量化による埋立物の減少により残余年数は増加しています。施設整備としては、従来型のオープン型最終処分場の整備に加えて、近年ではクローズド型最終処分場の採用も多くなってきています。しかし、クローズド型最終処分場から発生する浸出水中に含まれる塩類濃度が高くなる傾向にあるため、放流先に対する配慮をすることが必要となり、塩類の分離や活用が検討されつつあります。また、埋立処分量の減量化対策として焼却灰の有効利用等が考えられており、その利用方法としては次のようなものがあります。

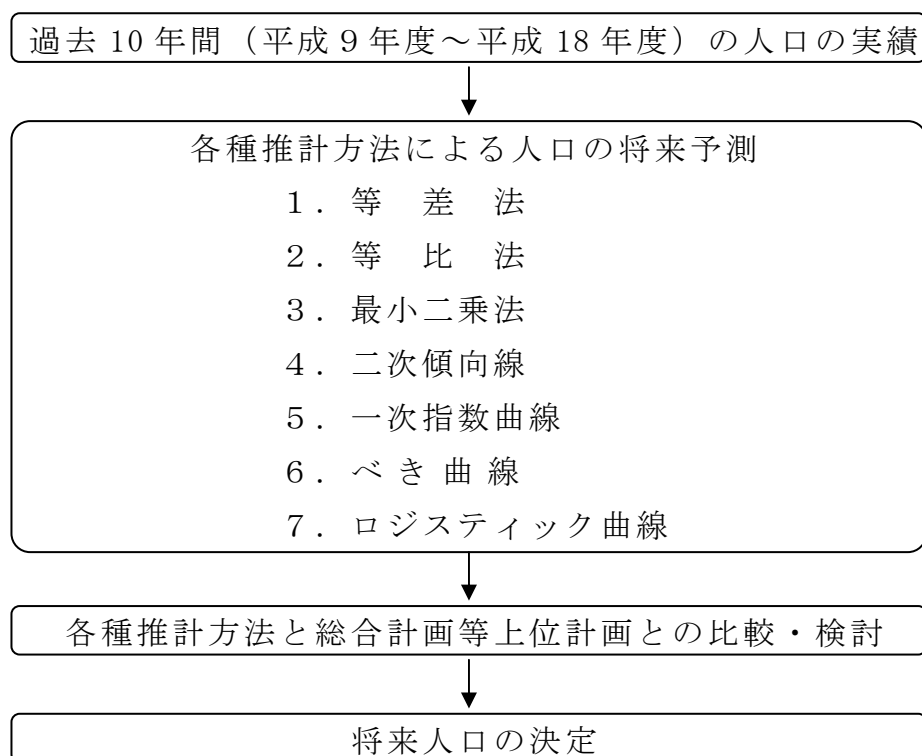
- ① 焼却灰を熔融処理してエコスラグとしての活用
- ② エコセメントとしての利用
- ③ 熔融飛灰中に含まれる鉛、亜鉛の精錬を目的とする山元還元

第4節 ごみ処理基本計画

第1項 ごみの発生量及び処理量の見込み

1. 計画処理区域内人口

将来の計画処理区域内人口に関しては、以下の方法により比較・検討し、最も妥当な推計値を決定します。



本市における人口の将来予測にあたっては、平成9年度から平成18年度までの過去10年間における旧市町の人口の実績をもとに、厚生省監修のごみ処理施設構造指針解説による7法の推計方法を用いて、実績のトレンドと将来のトレンドが無理のない線を描くように留意します。

本市の人口は、過去10年間において緩やかに減少しています。予測結果をみると、ほとんどの推計式にて緩やかな減少傾向を示していますが、当然ながら人口の減少を緩和する施策を講じているため、急激な減少は起こらないものと考えられます。よって、緩やかな減少傾向を示している推計式の中で相関係数が最も1に近い推計方法により求められた推計値を採用し、その合計値を本市の将来の人口予測値として採用します。

表3-4-1に計画処理区域人口の実績とその見込みを示します。

表 3 - 4 - 1 計画処理区域人口の実績とその見込み

単位：人

		五 泉 市	五 泉 地 区	村 松 地 区
実 績	平成9年度	60,786	39,459	21,327
	平成10年度	60,606	39,346	21,260
	平成11年度	60,339	39,217	21,122
	平成12年度	60,025	39,058	20,967
	平成13年度	59,727	38,872	20,855
	平成14年度	59,389	38,659	20,730
	平成15年度	59,163	38,538	20,625
	平成16年度	58,704	38,333	20,371
	平成17年度	58,162	38,086	20,076
	平成18年度	57,681	37,884	19,797
予 測	平成19年度	57,586		
	平成20年度	57,246		
	平成21年度	56,906		
	平成22年度	56,566		
	平成23年度	56,225		
	平成24年度	55,885		
	平成25年度	55,545		
	平成26年度	55,204		
	平成27年度	54,864		
	平成28年度	54,524		
	平成29年度	54,183		
	平成30年度	53,843		
	平成31年度	53,503		
	平成32年度	53,162		
	平成33年度	52,822		
	採用推計式	最小二乗法		

2. 収集ごみ排出量

1) 収集ごみ排出量の実績

本市における平成9年度から平成18年度の収集ごみ排出量の実績を表3-4-2に示します。

表3-4-2 収集ごみ排出量の実績

単位：t/年

	燃えるごみ		燃えないごみ		資源ごみ	有害ごみ	合計
	家庭系	事業系	家庭系	事業系			
平成9年度	16,638.87	3,223.67	2,391.84	194.77	—	—	22,449.15
平成10年度	15,182.00	3,963.48	2,268.53	244.47	925.45	—	22,583.92
平成11年度	14,081.86	4,252.54	2,092.98	349.46	1,216.99	—	21,993.83
平成12年度	13,220.08	4,673.69	1,972.83	371.12	1,905.00	10.19	22,152.91
平成13年度	13,206.80	4,797.81	1,708.02	403.92	2,145.19	28.95	22,290.69
平成14年度	13,029.40	4,977.86	1,679.77	419.10	2,320.34	31.00	22,457.47
平成15年度	13,186.17	5,139.59	1,661.37	435.99	2,237.01	28.44	22,688.57
平成16年度	13,039.54	5,752.36	1,524.80	407.56	2,170.59	27.74	22,922.59
平成17年度	13,478.51	6,135.76	1,531.12	409.21	2,205.41	26.28	23,786.29
平成18年度	13,501.89	5,359.40	1,305.61	300.71	2,393.69	22.50	22,883.80

2) 一人一日排出量の実績

将来の収集ごみ排出量の推計にあたり、予測の基礎数値となる一人一日排出量（以下「原単位」という。）を算出します。本市の人口と収集ごみ排出量の実績をもとにして原単位を求めます。次に原単位の算出式を示します。

$$\text{原単位 (g/人/日)} = \text{ごみ年間排出量} \div 365 \text{日} \div \text{人口}$$

本市における平成9年度から平成18年度の収集ごみ原単位の実績を表3-4-3に示します。

表3-4-3 収集ごみ原単位の実績

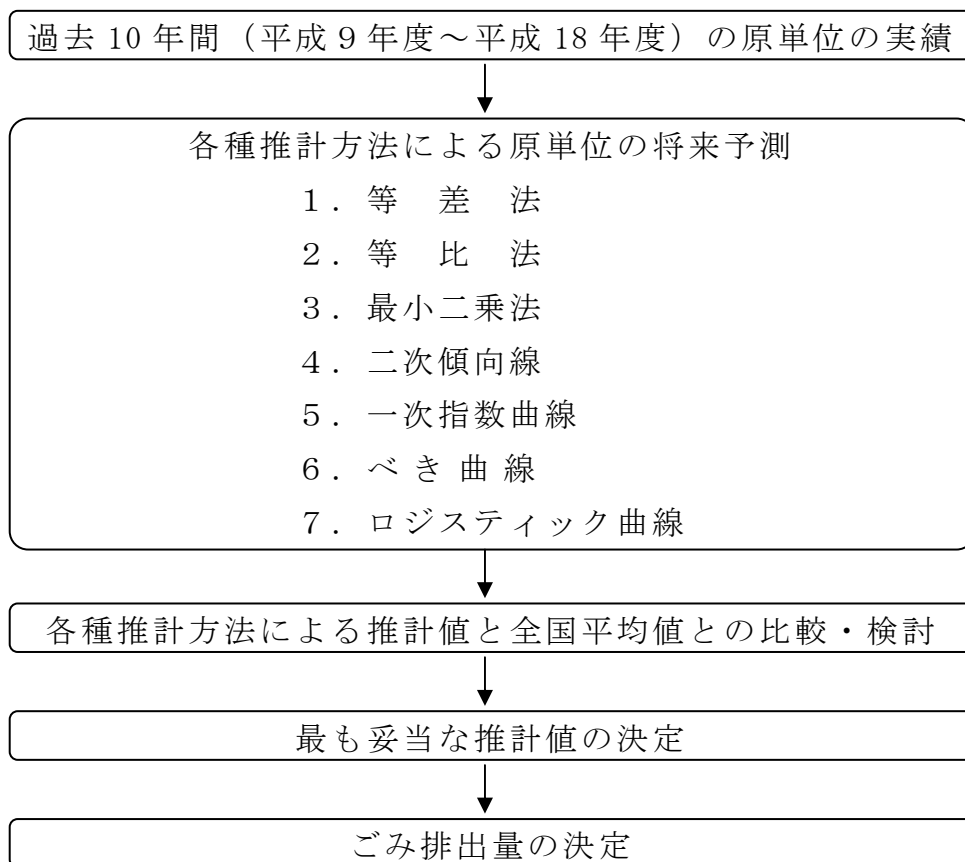
単位：g/人/日

	燃えるごみ		燃えないごみ		資源ごみ	有害ごみ	合計
	家庭系	事業系	家庭系	事業系			
平成9年度	749.94	145.30	107.80	8.78	—	—	1,011.82
平成10年度	686.31	179.17	102.55	11.05	41.84	—	1,020.92
平成11年度	639.39	193.09	95.03	15.87	55.26	—	998.64
平成12年度	603.41	213.32	90.05	16.94	86.95	0.465	1,011.14
平成13年度	605.81	220.08	78.35	18.53	98.40	1.328	1,022.50
平成14年度	601.07	229.64	77.49	19.33	107.04	1.430	1,036.00
平成15年度	610.63	238.00	76.93	20.19	103.59	1.317	1,050.66
平成16年度	608.56	268.46	71.16	19.02	101.30	1.295	1,069.80
平成17年度	634.91	289.03	72.12	19.28	103.88	1.238	1,120.46
平成18年度	641.31	254.56	62.01	14.28	113.70	1.069	1,086.93

	資源ごみ				合計
	新聞紙	雑誌類	ダンボール	ペットボトル	
平成9年度	—	—	—	—	—
平成10年度	18.44	21.21	2.19	—	41.84
平成11年度	23.61	25.93	3.85	1.87	55.26
平成12年度	32.13	32.91	16.85	5.06	86.95
平成13年度	36.48	37.39	20.35	4.18	98.40
平成14年度	38.99	40.67	21.46	5.92	107.04
平成15年度	39.52	37.40	21.86	4.81	103.59
平成16年度	40.19	37.26	18.41	5.44	101.30
平成17年度	43.55	35.02	18.97	6.34	103.88
平成18年度	46.81	33.54	24.85	8.50	113.70

3) 一人一日排出量の予測

将来の原単位の予測に関しては、以下の方法により比較・検討し最も妥当な推計値を決定します。



ごみ排出量の将来予測にあたっては、平成 9 年度から平成 18 年度までの種類別の原単位をもとに、厚生省監修のごみ処理施設構造指針解説による 7 法の推計方法を用いて、実績のトレンドと将来のトレンドが無理のない線を描くように留意します。

本市における収集ごみの種類別原単位の推計値に関する採用理由は次に示すとおりです。

【燃えるごみ：家庭系】

家庭系にて収集される燃えるごみの原単位は、ほぼ横ばいにて推移しています。将来の家庭系にて収集される燃えるごみの原単位を予測すると、緩やかな増加傾向にて推移していく推計式が多くなっていますので、緩やかな増加傾向を示している推計式のうち、相関係数が最も 1 に近い「一次指数曲線」による推計値を将来の家庭系にて収集される燃えるごみの原単位として採用します。

【燃えるごみ：事業系】

事業系にて収集される燃えるごみの原単位は、緩やかな増加傾向にて推移しています。将来の事業系にて収集される燃えるごみの原単位も緩やかな増加傾向にて推移していくものと考えられますので、緩やかな増加傾向を示している推計式のうち、相関係数が最も1に近い「等差法」による推計値を将来の事業系にて収集される燃えるごみの原単位として採用します。

【燃えないごみ：家庭系】

家庭系にて収集される燃えないごみの原単位は、減少傾向にて推移しています。将来の家庭系にて収集される燃えないごみの原単位も減少傾向にて推移していくものと考えられますので、原単位の変動が少なく、相関係数が最も1に近い「等比法」による推計値を将来の家庭系にて収集される燃えないごみの原単位として採用します。

【燃えないごみ：事業系】

事業系にて収集される燃えないごみの原単位は、僅かながら増加傾向にて推移しています。将来の事業系にて収集される燃えないごみの原単位も現状と同様な傾向にて推移していくものと考えられますので、原単位の変動が少なく、相関係数が最も1に近い「べき曲線」による推計値を将来の事業系にて収集される燃えないごみの原単位として採用します。

【資源ごみ：新聞紙】

収集される新聞紙の原単位は、緩やかな増加傾向にて推移しています。将来の収集される新聞紙の原単位も緩やかな増加傾向にて推移していくものと考えられますので、緩やかな増加傾向を示している推計式のうち、相関係数が最も1に近い「べき曲線」による推計値を将来の収集される新聞紙の原単位として採用します。

【資源ごみ：雑誌類】

収集される雑誌類の原単位は、平成14年度までは増加傾向を、平成15年度から平成18年度においては減少傾向を示しています。将来の収集される雑誌類の原単位を予測すると、緩やかな増加傾向にて推移していく推計式が多くなっていますので、緩やかな増加傾向を示している推計式のうち、相関係数が最も1に近い「べき曲線」による推計値を将来の収集される雑誌類の原単位として採用します。

【資源ごみ：ダンボール】

収集されるダンボールの原単位は、若干下がった時期があるものの、全体的には僅かながらではありますが増加傾向にて推移しています。将来の収集されるダンボールの原単位も現状と同様な傾向にて推移していくものと考えられますので、原単位の変動が少なく、相関係数が最も1に近い「一次指数曲線」による推計値を将来の収集されるダンボールの原単位として採用します。

【資源ごみ：ペットボトル】

収集されるペットボトルの原単位は、僅かながら増加傾向にて推移しています。将来の収集されるペットボトルの原単位も現状と同様な傾向にて推移していくものと考えられますので、原単位の変動が少なく、相関係数が最も1に近い「等差法」による推計値を将来の収集されるペットボトルの原単位として採用します。

【有害ごみ】

収集される有害ごみの原単位は、平成13年度以降ほぼ横ばいにて推移しています。将来の収集される有害ごみの原単位もほぼ横ばいにて推移していくものと考えられますので、平成13年度から平成18年度までの原単位の平均値を将来の収集される有害ごみの原単位として採用します。

以上の結果より、表3-4-4に収集ごみの原単位実績とその見込みを示します。

表3-4-4 収集ごみの原単位実績とその見込み

単位：g/人/日

	燃えるごみ		燃えないごみ		資源ごみ				有害ごみ	合計
	家庭系	事業系	家庭系	事業系	新聞紙	雑誌類	タンスホール	ペットボトル		
平成9年度	749.94	145.30	107.80	8.78	-	-	-	-	-	1,011.82
平成10年度	686.31	179.17	102.55	11.05	18.44	21.21	2.19	-	-	1,020.92
平成11年度	639.39	193.09	95.03	15.87	23.61	25.93	3.85	1.87	-	998.64
平成12年度	603.41	213.32	90.05	16.94	32.13	32.91	16.85	5.06	0.47	1,011.14
平成13年度	605.81	220.08	78.35	18.53	36.48	37.39	20.35	4.18	1.33	1,022.50
平成14年度	601.07	229.64	77.49	19.33	38.99	40.67	21.46	5.92	1.43	1,036.00
平成15年度	610.63	238.00	76.93	20.19	39.52	37.40	21.86	4.81	1.32	1,050.66
平成16年度	608.56	268.46	71.16	19.02	40.19	37.26	18.41	5.44	1.30	1,069.80
平成17年度	634.91	289.03	72.12	19.28	43.55	35.02	18.97	6.34	1.24	1,120.46
平成18年度	641.31	254.56	62.01	14.28	46.81	33.54	24.85	8.50	1.07	1,086.93
平成19年度	640.84	261.43	58.31	20.67	51.30	40.24	22.94	9.07	1.28	1,106.08
平成20年度	647.48	268.31	54.84	21.25	53.92	41.15	23.66	9.65	1.28	1,121.54
平成21年度	654.20	275.18	51.57	21.81	56.46	42.02	24.41	10.22	1.28	1,137.15
平成22年度	660.99	282.05	48.50	22.34	58.95	42.84	25.18	10.79	1.28	1,152.92
平成23年度	667.84	288.93	45.61	22.85	61.37	43.62	25.98	11.37	1.28	1,168.85
平成24年度	674.77	295.80	42.89	23.34	63.75	44.38	26.80	11.94	1.28	1,184.95
平成25年度	681.77	302.67	40.33	23.82	66.08	45.10	27.65	12.51	1.28	1,201.21
平成26年度	688.85	309.55	37.93	24.28	68.36	45.80	28.52	13.09	1.28	1,217.66
平成27年度	695.99	316.42	35.67	24.73	70.61	46.47	29.42	13.66	1.28	1,234.25
平成28年度	703.21	323.29	33.54	25.17	72.83	47.12	30.35	14.23	1.28	1,251.02
平成29年度	710.51	330.17	31.55	25.59	75.00	47.75	31.31	14.81	1.28	1,267.97
平成30年度	717.88	337.04	29.67	26.01	77.15	48.36	32.30	15.38	1.28	1,285.07
平成31年度	725.32	343.91	27.90	26.41	79.27	48.96	33.32	15.95	1.28	1,302.32
平成32年度	732.85	350.79	26.24	26.81	81.36	49.54	34.38	16.53	1.28	1,319.78
平成33年度	740.45	357.66	24.67	27.19	83.43	50.11	35.47	17.10	1.28	1,337.36
採用推計式	一次指数曲線	等差法	等比法	べき曲線	べき曲線	べき曲線	一次指数曲線	等差法	平均値	

4) 収集ごみ排出量の予測

予測した人口及び種類別の原単位から収集ごみの排出量を算出します。次に収集ごみの排出量の算出式を示します。

$$\begin{aligned} & \text{収集ごみの排出量 (t/日)} \\ & = \text{予測原単位 (g/人/日)} \div 100,000 \text{ (g/t)} \times \text{予測人口} \end{aligned}$$

本市における収集ごみ排出量の実績とその見込みを、表 3-4-5 に示します。

表3-4-5 収集ごみ排出量の実績とその見込み

単位：t/日

	燃えるごみ		燃えないごみ		資源ごみ				有害ごみ	合計
	燃えるごみ		燃えないごみ		新聞紙	雑誌類	タンスホール	ペットボトル		
	家庭系	事業系	家庭系	事業系						
平成9年度	45.59	8.83	6.55	0.53	-	-	-	-	-	61.50
平成10年度	41.59	10.86	6.22	0.67	1.12	1.29	0.13	-	-	61.88
平成11年度	38.58	11.65	5.73	0.96	1.42	1.56	0.23	0.11	-	60.24
平成12年度	36.22	12.80	5.41	1.02	1.93	1.98	1.01	0.30	0.028	60.70
平成13年度	36.18	13.14	4.68	1.11	2.18	2.23	1.22	0.25	0.079	61.07
平成14年度	35.70	13.64	4.60	1.15	2.32	2.42	1.27	0.35	0.085	61.54
平成15年度	36.13	14.08	4.55	1.19	2.34	2.21	1.29	0.28	0.078	62.15
平成16年度	35.72	15.76	4.18	1.12	2.36	2.19	1.08	0.32	0.076	62.81
平成17年度	36.93	16.81	4.19	1.12	2.53	2.04	1.10	0.37	0.072	65.16
平成18年度	36.99	14.68	3.58	0.82	2.70	1.93	1.43	0.49	0.062	62.68
平成19年度	36.90	15.05	3.36	1.19	2.95	2.32	1.32	0.52	0.074	63.68
平成20年度	37.07	15.36	3.14	1.22	3.09	2.36	1.35	0.55	0.073	64.21
平成21年度	37.23	15.66	2.93	1.24	3.21	2.39	1.39	0.58	0.073	64.70
平成22年度	37.39	15.95	2.74	1.26	3.33	2.42	1.42	0.61	0.072	65.19
平成23年度	37.55	16.25	2.56	1.28	3.45	2.45	1.46	0.64	0.072	65.71
平成24年度	37.71	16.53	2.40	1.30	3.56	2.48	1.50	0.67	0.072	66.22
平成25年度	37.87	16.81	2.24	1.32	3.67	2.51	1.54	0.69	0.071	66.72
平成26年度	38.03	17.09	2.09	1.34	3.77	2.53	1.57	0.72	0.071	67.21
平成27年度	38.18	17.36	1.96	1.36	3.87	2.55	1.61	0.75	0.070	67.71
平成28年度	38.34	17.63	1.83	1.37	3.97	2.57	1.65	0.78	0.070	68.21
平成29年度	38.50	17.89	1.71	1.39	4.06	2.59	1.70	0.80	0.069	68.71
平成30年度	38.65	18.15	1.60	1.40	4.15	2.60	1.74	0.83	0.069	69.19
平成31年度	38.81	18.40	1.49	1.41	4.24	2.62	1.78	0.85	0.068	69.67
平成32年度	38.96	18.65	1.39	1.43	4.33	2.63	1.83	0.88	0.068	70.17
平成33年度	39.11	18.89	1.30	1.44	4.41	2.65	1.87	0.90	0.068	70.64

実績

実績

予測

予測

3. 直接搬入ごみ排出量

1) 直接搬入ごみ排出量の実績

本市における平成9年度から平成18年度の直接搬入ごみ排出量の実績を表3-4-6に示します。

表3-4-6 直接搬入ごみ排出量の実績

単位：t/年

	燃えるごみ		燃えないごみ		合計
	家庭系	事業系	家庭系	事業系	
平成9年度	9.32	519.87	3.00	41.93	574.11
平成10年度	34.19	524.56	5.59	39.23	603.57
平成11年度	49.16	495.95	6.51	33.87	585.49
平成12年度	60.54	654.40	11.55	52.63	779.12
平成13年度	57.52	650.52	6.97	20.98	735.99
平成14年度	82.92	769.42	11.46	17.58	881.38
平成15年度	137.65	824.12	6.57	18.58	986.92
平成16年度	206.18	827.24	8.45	13.90	1,055.77
平成17年度	227.56	1,233.45	14.89	18.36	1,494.26
平成18年度	402.16	1,252.68	20.62	13.51	1,688.97

2) 一人一日排出量の実績

将来の直接搬入ごみ排出量の推計にあたり、予測の基礎数値となる原単位を算出します。本市の人口と直接搬入ごみ排出量の実績をもとにして原単位を求めます。次に原単位の算出式を示します。

$$\text{原単位 (g/人/日)} = \text{ごみ年間排出量} \div 365 \text{日} \div \text{人口}$$

本市における平成9年度から平成18年度の直接搬入ごみ原単位の実績を表3-4-7に示します。

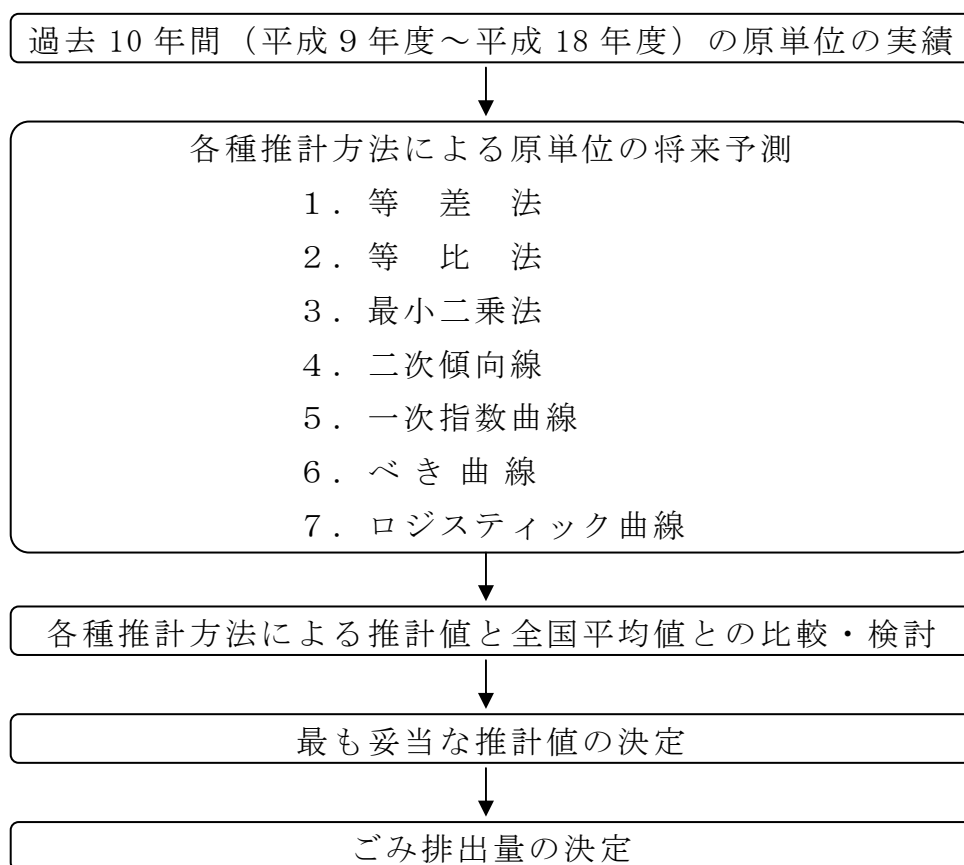
表3-4-7 直接搬入ごみ原単位の実績

単位：g/人/年

	燃えるごみ		燃えないごみ		合計
	家庭系	事業系	家庭系	事業系	
平成9年度	0.42	23.43	0.13	1.89	25.87
平成10年度	1.55	23.71	0.25	1.77	27.28
平成11年度	2.23	22.52	0.30	1.54	26.59
平成12年度	2.76	29.87	0.53	2.40	35.56
平成13年度	2.64	29.84	0.32	0.96	33.76
平成14年度	3.83	35.49	0.53	0.81	40.66
平成15年度	6.37	38.16	0.30	0.86	45.69
平成16年度	9.62	38.61	0.39	0.65	49.27
平成17年度	10.72	58.10	0.70	0.86	70.38
平成18年度	19.10	59.50	0.98	0.64	80.22

3) 一人一日排出量の予測

将来の原単位の予測に関しては、以下の方法により比較・検討し最も妥当な推計値を決定します。



ごみ排出量の将来予測にあたっては、平成 9 年度から平成 18 年度までの種類別の原単位をもとに、厚生省監修のごみ処理施設構造指針解説による 7 法の推計方法を用いて、実績のトレンドと将来のトレンドが無理のない線を描くように留意します。

本市における直接搬入ごみの種類別原単位の推計値に関する採用理由は次に示すとおりです。

【燃えるごみ：家庭系】

家庭系にて直接搬入される燃えるごみの原単位は、緩やかな増加傾向にて推移しています。将来の家庭系にて直接搬入される燃えるごみの原単位も緩やかな増加傾向にて推移していくものと考えられますので、緩やかな増加傾向を示している推計式のうち、相関係数が最も 1 に近い「最小二乗法」による推計値を将来の家庭系にて直接搬入される燃えるごみの原単位として採用します。

【燃えるごみ：事業系】

事業系にて直接搬入される燃えるごみの原単位は、緩やかな増加傾向にて推移しています。将来の事業系にて直接搬入される燃えるごみの原単位も緩やかな増加傾向にて推移していくものと考えられますので、緩やかな増加傾向を示している推計式のうち、相関係数が最も1に近い「最小二乗法」による推計値を将来の事業系にて直接搬入される燃えるごみの原単位として採用します。

【燃えないごみ：家庭系】

家庭系にて直接搬入される燃えないごみの原単位は、僅かながら増加傾向にて推移しています。将来の家庭系にて直接搬入される燃えないごみの原単位も現状と同様な傾向にて推移していくものと考えられますので、原単位の変動が少なく、相関係数が最も1に近い「最小二乗法」による推計値を将来の家庭系にて直接搬入される燃えないごみの原単位として採用します。

【燃えないごみ：事業系】

事業系にて直接搬入される燃えないごみの原単位は、僅かながら減少傾向にて推移しています。将来の事業系にて直接搬入される燃えないごみの原単位も現状と同様な傾向にて推移していくものと考えられますので、原単位の変動が少なく、相関係数が最も1に近い「等比法」による推計値を将来の事業系にて直接搬入される燃えないごみの原単位として採用します。

以上の結果より、表3-4-8に直接搬入ごみの原単位実績とその見込みを示します。

表 3 - 4 - 8 直接搬入ごみの原単位実績とその見込み

単位：g/人/年

		燃えるごみ		燃えないごみ		合計
		家庭系	事業系	家庭系	事業系	
実 績	平成9年度	0.42	23.43	0.13	1.89	25.87
	平成10年度	1.55	23.71	0.25	1.77	27.28
	平成11年度	2.23	22.52	0.30	1.54	26.59
	平成12年度	2.76	29.87	0.53	2.40	35.56
	平成13年度	2.64	29.84	0.32	0.96	33.76
	平成14年度	3.83	35.49	0.53	0.81	40.66
	平成15年度	6.37	38.16	0.30	0.86	45.69
	平成16年度	9.62	38.61	0.39	0.65	49.27
	平成17年度	10.72	58.10	0.70	0.86	70.38
	平成18年度	19.10	59.50	0.98	0.64	80.22
予 測	平成19年度	18.00	62.59	0.80	0.57	81.96
	平成20年度	20.54	67.89	0.87	0.50	89.80
	平成21年度	23.07	73.19	0.93	0.45	97.64
	平成22年度	25.61	78.50	1.00	0.40	105.51
	平成23年度	28.14	83.80	1.06	0.35	113.35
	平成24年度	30.67	89.11	1.13	0.31	121.22
	平成25年度	33.21	94.41	1.19	0.28	129.09
	平成26年度	35.74	99.72	1.26	0.24	136.96
	平成27年度	38.28	105.02	1.32	0.22	144.84
	平成28年度	40.81	110.33	1.39	0.19	152.72
	平成29年度	43.35	115.63	1.45	0.17	160.60
	平成30年度	45.88	120.94	1.52	0.15	168.49
	平成31年度	48.42	126.24	1.59	0.13	176.38
	平成32年度	50.95	131.55	1.65	0.12	184.27
	平成33年度	53.49	136.85	1.72	0.11	192.17
採用推計式		最小二乗法	最小二乗法	最小二乗法	等比法	

4) 直接搬入ごみ排出量の予測

予測した人口及び種類別の原単位から直接搬入ごみの排出量を算出します。次に直接搬入ごみの排出量の算出式を示します。

直接搬入ごみの排出量 (t / 日)

$$= \text{予測原単位 (g / 人 / 日)} \div 100,000 \text{ (g / t)} \times \text{予測人口}$$

本市における直接搬入ごみ排出量の実績とその見込みを、表 3 - 4 - 9 に示します。

表 3 - 4 - 9 直接搬入ごみ排出量の実績とその見込み

単位：t/日

		燃えるごみ		燃えないごみ		合計
		家庭系	事業系	家庭系	事業系	
実績	平成9年度	0.03	1.42	0.01	0.11	1.57
	平成10年度	0.09	1.44	0.02	0.11	1.66
	平成11年度	0.14	1.37	0.02	0.09	1.62
	平成12年度	0.17	1.82	0.03	0.15	2.17
	平成13年度	0.16	1.81	0.02	0.06	2.05
	平成14年度	0.23	2.16	0.03	0.05	2.47
	平成15年度	0.39	2.32	0.02	0.05	2.78
	平成16年度	0.58	2.35	0.02	0.04	2.99
	平成17年度	0.65	3.53	0.04	0.05	4.27
	平成18年度	1.16	3.62	0.06	0.04	4.88
予測	平成19年度	1.09	3.80	0.05	0.03	4.97
	平成20年度	1.25	4.13	0.05	0.03	5.46
	平成21年度	1.40	4.45	0.06	0.03	5.94
	平成22年度	1.56	4.77	0.06	0.02	6.41
	平成23年度	1.71	5.09	0.06	0.02	6.88
	平成24年度	1.86	5.42	0.07	0.02	7.37
	平成25年度	2.02	5.74	0.07	0.02	7.85
	平成26年度	2.17	6.06	0.08	0.01	8.32
	平成27年度	2.33	6.38	0.08	0.01	8.80
	平成28年度	2.48	6.71	0.08	0.01	9.28
	平成29年度	2.64	7.03	0.09	0.01	9.77
	平成30年度	2.79	7.35	0.09	0.01	10.24
	平成31年度	2.94	7.67	0.10	0.01	10.72
	平成32年度	3.10	8.00	0.10	0.01	11.21
	平成33年度	3.25	8.32	0.10	0.01	11.68

4. 排出抑制及び集団回収等によるごみ減量効果

近年、一般廃棄物（ごみ）の排出量は増加及び多様化の一途をたどっており、廃棄物の処理、処分は全地球的規模での社会問題となっています。国としては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）の制定を始めとし、廃棄物処理法の改正及び平成 13 年度より施行された特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という）の制定など行いました。また、平成 15 年度において循環型社会形成推進基本法に基づいた「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、ごみの排出抑制、減量化、再商品化を推進しています。

本市においても、ごみのない清潔で美しい街の環境を実現し、快適な環境づくりを実現するために、ごみの排出抑制、再資源化は中間処理量の軽減や最終処分場の延命化さらにはごみ処理経費の削減に対して非常に重要な要素を持つものとなります。

したがって、本市にて発生する廃棄物を可能な限り資源化することにより処理・処分量を減少させ、限りある資源の有効利用を積極的に推進できるような方策を検討します。

1) ごみの排出抑制における国の方針

国は、平成 11 年 9 月にダイオキシン対策推進基本指針に基づき、平成 22 年度を目標年度とする廃棄物の減量化の目標量を、平成 8 年度に対し、次のとおりに設定しました。また、中間目標年度を平成 17 年度とし、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、必要な見直しを行うこととしています。

(1) 一般廃棄物の減量化

平成 22 年度には、人口が平成 8 年度よりも 1.5% 増加し、実質国内総生産が年率 2% の割合で増加すると見込まれているので、このままでは今後さらに排出量が増加すると考えられています。したがって、一般廃棄物の減量化の目標値を次のように設定しています。

- ・ 排出量を 5% 削減
- ・ 再生利用量を 10% から 24% に増加
- ・ 最終処分量を半分に削減

(2) 減量化の方策

- ① 行政、事業者及び消費者がそれぞれの役割に応じ、廃棄物の排出抑制に努める。

【具体的な方策】

- ・ 使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、リターナブル容器の利用や製品の長寿命化等を図るなど製品の開発・製造段階、流通段階での配慮
- ・ 使い捨て製品の使用の自粛、リターナブル容器を用いた製品の選択、耐久消費財を長く大事に使用等の国民の生活様式の見直し
- ・ 一般廃棄物に関して従量制による処理手数料の徴収を推進する等の経済的措置の活用
- ・ ごみ減量に関する国民運動を推進するとともに、廃棄物の発生状況に係わる情報の整備・提供

- ② 減量化に関する各種の法制度を円滑に施行する。

【具体的な各種法制度】

- ・ 循環型社会形成推進基本法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- ・ 再生資源の利用の促進に関する法律（再生資源利用促進法）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
- ・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

- ③ 減量化をさらに推進するための新たな方策を検討する。

【具体的な方策】

- ・ 建築解体廃棄物の適正な分別・リサイクルの推進
- ・ 食品廃棄物のリサイクルの推進
- ・ 国の率先実行計画等によるリサイクルの推進など廃棄物の減量化を促進
- ・ 安全で適正な施設の円滑な整備の推進

(3) 一般廃棄物の種類ごとの減量化の方策

① 容器包装廃棄物

【具体的な方策】

- ・ 容器包装リサイクル法に基づく再生利用を推進するため、引き続き、分別収集を行う市町村への支援や分別のための表示の検討
- ・ 再商品化施設整備への支援を実施する

② 厨芥類（生ごみ）

【具体的な方策】

- ・ 堆肥、飼料等の再生利用を推進するため、引き続き市町村等への支援を行う
- ・ 排出事業者による再生利用を推進するための促進策を検討する

③ 紙

【具体的な方策】

- ・ 再生利用可能な紙類（新聞古紙、雑誌古紙等）の回収・再生利用をさらに推進する
- ・ 新聞用紙、印刷情報用紙等の古紙利用率の引き上げ等による品種別の古紙利用の確保
- ・ 雑誌原材料の改質による雑誌の紙への再生利用を推進する
- ・ 古紙再生ボード・固形燃料等の紙以外の製品への再生利用を推進する

④ その他

【具体的な方策】

- ・ 家電リサイクル法による特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を推進する
- ・ ごみ焼却施設から排出される焼却灰等の熔融固化等による減量化を図り、発生するスラグ等の利用を推進する
- ・ 市町村が設置した粗大ごみ・不燃ごみ処理施設で金属類等の回収を推進する
- ・ 再生利用が困難な一般廃棄物については、可燃ごみの焼却処理による減量化及び発生した熱の発電等への利用を推進する

2) ごみの排出抑制における新潟県の方針

平成5年3月に定めた「新潟県ごみ減量化指針」の平成12年度における目標を達成するため、県民・事業者・市町村と連携を図り、ごみの減量化とリサイクルの促進に取り組んできましたが、平成7年度に制定された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく市町村の分別収集が開始されたことから、リサイクル目標が早期に達成できる見通しとなりました。

このような状況を踏まえて、新潟県では「ごみ減量化指針」を見直し、平成10年3月に「新潟県ごみ減量化リサイクル行動指針」を定めています。

(1) ごみ減量化・リサイクル行動の基本的方向

① 指針の基本目標

21世紀に向けて県民の英知を結集し、ごみの減量化やリサイクルの一層の促進を図るとともに限られた資源の有効利用に努めるなど、リサイクル型社会づくりを進めるため、「健全で恵み豊かな環境の確保と承継」を基本目標として、県民・事業者総ぐるみでごみ減量化リサイクルに対する取組を推進することとします。

② 行動目標

基本目標を達成するために、次の3つの行動目標を基本として、県民・事業者・行政がそれぞれの立場において積極的にごみの減量化とリサイクルに向けた行動を進めるとともに、相互に協力して県全体のごみ減量化・リサイクルを推進することが必要となります。

「県民・事業者の総参加によるごみの排出量の抑制」
「リサイクルシステムの構築」
「環境に配慮した生産活動や消費行動への転換」

(2) ごみの減量化目標

① ごみの排出量とリサイクル量の将来予測

新潟県のごみの排出量は、平成3年度まで年平均1.4%の率で増加していたものが、平成4年度にはいったん減少したものの、その後は微増傾向にあり、このまま推移すると、平成18年度には1,269千tのごみが排出される見込みとなります。

これは、県民一人ひとりが1日で排出するごみの量としては、平成18年度で1,390gに達するものです。

② 減量化の目標

このように増加するごみの排出量を抑制するために、既に市町村においては、生ごみ堆肥化（コンポスト）容器の購入助成やごみ処理の有料化、指定袋制の導入などのごみの減量化に取り組んでいるところもありますが、今後は一層の減量化施策に取り組むことが必要となっています。

ごみの減量化を進め「健全で恵み豊かな環境の確保と継承」の基本目標を達成するために、新潟県全体として平成18年度におけるごみ排出量を20%削減することを目標とします。

なお、減量化目標は、今後のごみ排出量の推移や生産・消費動向、最終処分場の確保状況などを見ながら、適宜適切な見直しを行うこととします。

③ 可燃ごみ・不燃ごみの削減目標

ごみの総排出量を抑制するとともに、環境への負荷の少ないごみ処理を推進するために、ごみの中の可燃ごみと不燃ごみの焼却・破砕などの中間処理量の削減を進める必要があります。

平成7年度に排出されたごみの中で、可燃ごみは837千tで78.3%を占め、不燃ごみは143千tで13.3%を占めていますが、平成18年度においては排出見込量1,269千tのうち可燃ごみは985千tで77.6%を占め、不燃ごみは148千tで11.7%を占める見込みとなります。

ごみの総排出量の削減とリサイクルを進めることで、可燃ごみとして収集、焼却する量を25%削減し、不燃ごみとして埋め立てられる量の50%削減を図ることとします。

(3) ごみのリサイクル目標

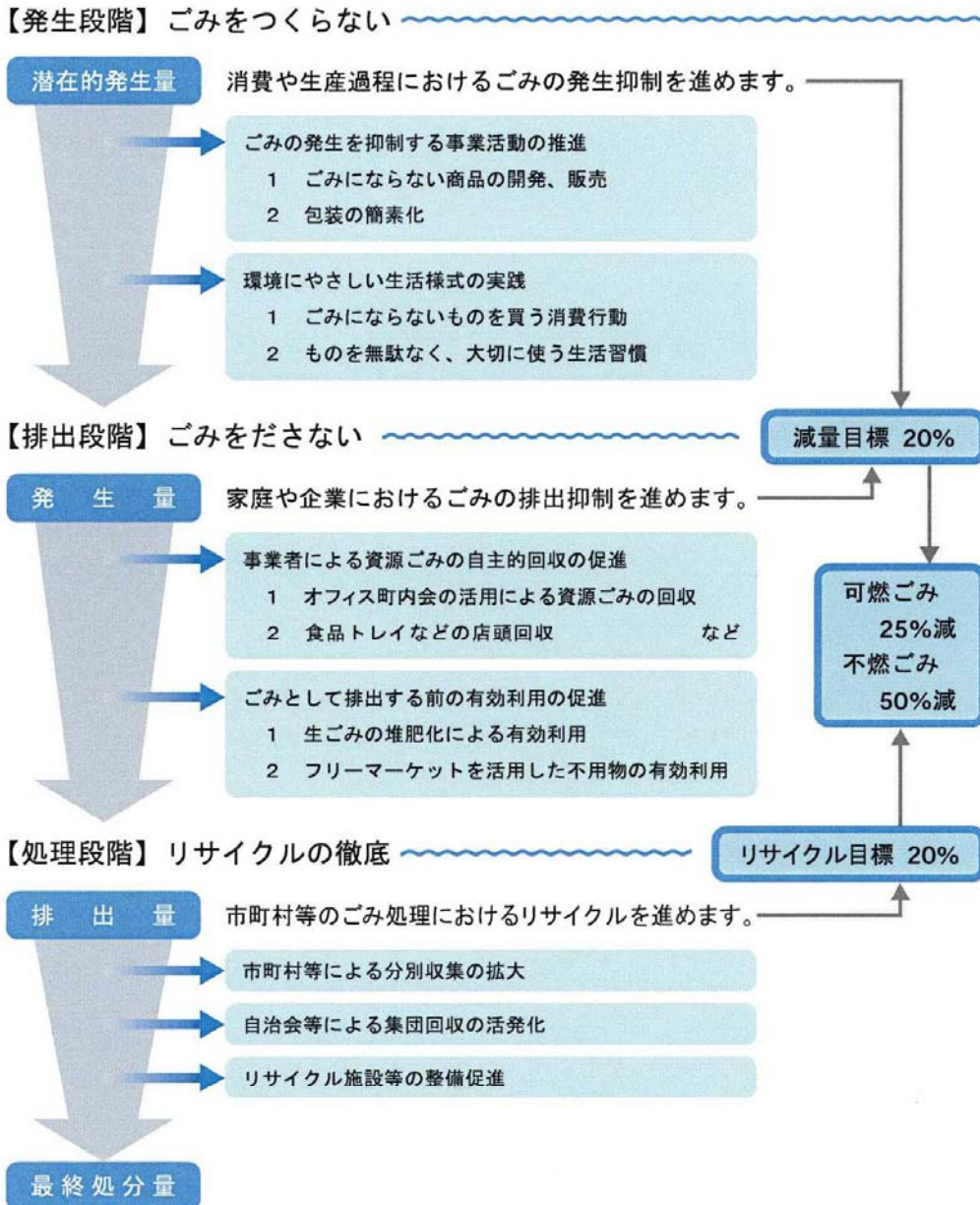
新潟県におけるごみのリサイクル量は、着実に増加してきており、平成7年度のごみのリサイクル量は79千t、リサイクル率は7.4%となっています。

平成9年4月から容器包装リサイクル法による分別収集が開始されたことから、リサイクル量は確実に増加するものと見込まれ、平成18年度におけるリサイクル量は136千t、リサイクル率は10.7%になりますが、まだ十分とは言えない状態にあります。このことから、容器包装リサイクル法により平成12年度から始ま

る「プラスチック製の容器包装、紙製の容器包装及び段ボール」の分別収集に積極的に取り組むことなどで、平成 18 年度におけるリサイクル率を 20%とすることを目標とします。

なお、リサイクル率については、今後のリサイクル量の推移や新たなリサイクル技術の確立などの状況を見ながら、適宜適切な見直しを行うこととします。

ごみの減量化・リサイクルの推進に向けて



『発生量』とは、家庭や事業所において発生するごみの量

『排出量』とは、市町村が集めて処理するごみの量や県民・事業者などによって直接市町村等の施設へ持ち込まれるごみの量、市町村等が関与した集団回収などによるごみの量

3) ごみの排出抑制における本市の方針

本市のごみの排出量は、平成 18 年度実績で 23 千 t、平成 33 年度には 30 千 t のごみが排出される見込みとなります。また、市民一人ひとりが 1 日で排出するごみの量としては平成 18 年度実績で 1,087 g、平成 33 年度には 1,560 g へ増加すると見込まれています。平成 17 年度における 1 人 1 日当たりのごみの排出量の全国平均値が 1,069 g で微減傾向にあることより、増加傾向にある本市はごみの減量化施策に取り組む必要があります。

自然環境に恵まれた本市をよりきれいで住みやすく、また、「水と緑を未来に紡ぐ 人と地球にやさしいまち 泉都ごせん」を目指すためにも、平成 33 年度において予測された市民一人ひとりが 1 日に排出するごみの量に対しての減量化目標を次のとおりに設定します。

【燃えるごみの減量化目標】

収集される燃えるごみ（家庭系）：10%

収集される燃えるごみ（事業系）：50%

直接搬入される燃えるごみ（家庭系）：50%

直接搬入される燃えるごみ（事業系）：50%

【燃えないごみの減量化目標】

収集される燃えないごみ（家庭系）：5%

収集される燃えないごみ（事業系）：30%

直接搬入される燃えないごみ（家庭系）：5%

直接搬入される燃えないごみ（事業系）：5%

【資源ごみの減量化目標】

新聞紙：0%

雑誌類、ダンボール、ペットボトル：各 5%

【有害ごみの減量化目標】：0%

5. ごみ減量効果を考慮したごみ処理量

1) ごみ減量効果を考慮した収集ごみの排出量

ごみ排出抑制における本市の方針で設定した減量化目標を考慮した収集ごみ排出量の実績とその見込みを表 3-4-10 に示します。

表3-4-10 ごみ減量化目標を考慮した収集ごみ排出量の実績とその見込み

単位：t/日

	燃えらるごみ		燃えなごみ		資源ごみ				有害ごみ	合計
	家庭系	事業系	家庭系	事業系	新聞紙	雑誌類	タノンホール	ハットホトル		
平成9年度	45.59	8.83	6.55	0.53	—	—	—	—	—	61.50
平成10年度	41.59	10.86	6.22	0.67	1.12	1.29	0.13	—	—	61.88
平成11年度	38.58	11.65	5.73	0.96	1.42	1.56	0.23	0.11	—	60.24
平成12年度	36.22	12.80	5.41	1.02	1.93	1.98	1.01	0.30	0.028	60.70
平成13年度	36.18	13.14	4.68	1.11	2.18	2.23	1.22	0.25	0.079	61.07
平成14年度	35.70	13.64	4.60	1.15	2.32	2.42	1.27	0.35	0.085	61.54
平成15年度	36.13	14.08	4.55	1.19	2.34	2.21	1.29	0.28	0.078	62.15
平成16年度	35.72	15.76	4.18	1.12	2.36	2.19	1.08	0.32	0.076	62.81
平成17年度	36.93	16.81	4.19	1.12	2.53	2.04	1.10	0.37	0.072	65.16
平成18年度	36.99	14.68	3.58	0.82	2.70	1.93	1.43	0.49	0.062	62.68
平成19年度	36.53	14.30	3.34	1.15	2.95	2.31	1.31	0.52	0.074	62.48
平成20年度	36.70	14.59	3.12	1.17	3.09	2.35	1.34	0.55	0.073	62.98
平成21年度	36.49	14.09	2.90	1.17	3.21	2.37	1.38	0.57	0.073	62.25
平成22年度	36.27	13.56	2.70	1.15	3.33	2.38	1.40	0.60	0.072	61.46
平成23年度	36.05	13.00	2.51	1.13	3.45	2.40	1.43	0.63	0.072	60.67
平成24年度	35.82	12.40	2.34	1.11	3.56	2.42	1.46	0.65	0.072	59.83
平成25年度	35.60	11.77	2.17	1.08	3.67	2.43	1.49	0.67	0.071	58.95
平成26年度	35.37	11.11	2.02	1.06	3.77	2.44	1.52	0.69	0.071	58.05
平成27年度	35.32	10.94	1.89	1.06	3.87	2.46	1.55	0.72	0.070	57.88
平成28年度	35.27	10.58	1.76	1.04	3.97	2.47	1.58	0.75	0.070	57.49
平成29年度	35.23	10.38	1.64	1.04	4.06	2.48	1.63	0.77	0.069	57.30
平成30年度	35.17	9.98	1.53	1.02	4.15	2.48	1.66	0.79	0.069	56.85
平成31年度	35.20	9.75	1.42	1.02	4.24	2.50	1.70	0.81	0.068	56.71
平成32年度	35.18	9.70	1.32	1.02	4.33	2.50	1.74	0.84	0.068	56.70
平成33年度	35.20	9.45	1.24	1.01	4.41	2.52	1.78	0.86	0.068	56.54

2) ごみ減量効果を考慮した直接搬入ごみの排出量

ごみ排出抑制における本市の方針で設定した減量化目標を考慮した直接搬入ごみ排出量の実績とその見込みを表3-4-11に示します。

表3-4-11 ごみ減量化目標を考慮した直接搬入ごみ排出量の実績とその見込み

単位：t/日

		燃えるごみ		燃えないごみ		合計
		家庭系	事業系	家庭系	事業系	
実績	平成9年度	0.03	1.42	0.01	0.11	1.57
	平成10年度	0.09	1.44	0.02	0.11	1.66
	平成11年度	0.14	1.37	0.02	0.09	1.62
	平成12年度	0.17	1.82	0.03	0.15	2.17
	平成13年度	0.16	1.81	0.02	0.06	2.05
	平成14年度	0.23	2.16	0.03	0.05	2.47
	平成15年度	0.39	2.32	0.02	0.05	2.78
	平成16年度	0.58	2.35	0.02	0.04	2.99
	平成17年度	0.65	3.53	0.04	0.05	4.27
	平成18年度	1.16	3.62	0.06	0.04	4.88
予測	平成19年度	1.04	3.61	0.05	0.03	4.73
	平成20年度	1.19	3.92	0.05	0.03	5.19
	平成21年度	1.26	4.01	0.06	0.03	5.36
	平成22年度	1.33	4.05	0.06	0.02	5.46
	平成23年度	1.37	4.07	0.06	0.02	5.52
	平成24年度	1.40	4.07	0.07	0.02	5.56
	平成25年度	1.41	4.02	0.07	0.02	5.52
	平成26年度	1.41	3.94	0.08	0.01	5.44
	平成27年度	1.47	4.02	0.08	0.01	5.58
	平成28年度	1.49	4.03	0.08	0.01	5.61
	平成29年度	1.53	4.08	0.09	0.01	5.71
	平成30年度	1.53	4.04	0.09	0.01	5.67
	平成31年度	1.56	4.07	0.10	0.01	5.74
	平成32年度	1.58	4.08	0.10	0.01	5.77
	平成33年度	1.63	4.16	0.10	0.01	5.90

3) ごみ減量効果を考慮したごみ処理量

ごみ減量効果を考慮したごみの排出量をもとにして、各中間処理施設及び最終処分場におけるごみ処理・処分量を算出します。

ごみ処理量の算出にあたっては、各中間処理施設における過去3年間の処理実績の平均をもとにしています。

(1) 五泉地域衛生施設組合 ごみ焼却処理施設

五泉地域衛生施設組合 ごみ焼却処理施設におけるごみ処理量の見込みを表3-4-12に示します。

(2) 五泉地域衛生施設組合 不燃物処理センター

五泉地域衛生施設組合 不燃物処理センターにおけるごみ処理量の見込みを表3-4-13に示します。

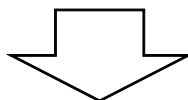
(3) 五泉地域衛生施設組合 大沢最終処分場

五泉地域衛生施設組合 大沢最終処分場におけるごみ処分量の見込みを表3-4-14に示します。

表 3 - 4 - 12 ごみ処理量の見込み（ごみ焼却処理施設：本市分）

単位：t/日

	燃えるごみ：収集		燃えるごみ：直接搬入		不燃物処理C 処理可燃物	合 計
	家庭系	事業系	家庭系	事業系		
平成19年度	36.53	14.30	1.04	3.61	0.37	55.85
平成20年度	36.70	14.59	1.19	3.92	0.37	56.77
平成21年度	36.49	14.09	1.26	4.01	0.37	56.22
平成22年度	36.27	13.56	1.33	4.05	0.37	55.58
平成23年度	36.05	13.00	1.37	4.07	0.37	54.86
平成24年度	35.82	12.40	1.40	4.07	0.37	54.06
平成25年度	35.60	11.77	1.41	4.02	0.37	53.17
平成26年度	35.37	11.11	1.41	3.94	0.37	52.20
平成27年度	35.32	10.94	1.47	4.02	0.37	52.12
平成28年度	35.27	10.58	1.49	4.03	0.37	51.74
平成29年度	35.23	10.38	1.53	4.08	0.37	51.59
平成30年度	35.17	9.98	1.53	4.04	0.37	51.09
平成31年度	35.20	9.75	1.56	4.07	0.38	50.96
平成32年度	35.18	9.70	1.58	4.08	0.38	50.92
平成33年度	35.20	9.45	1.63	4.16	0.38	50.82

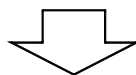


	焼却残渣 (12.34%)
平成19年度	6.89
平成20年度	7.01
平成21年度	6.94
平成22年度	6.86
平成23年度	6.77
平成24年度	6.67
平成25年度	6.56
平成26年度	6.44
平成27年度	6.43
平成28年度	6.38
平成29年度	6.37
平成30年度	6.30
平成31年度	6.29
平成32年度	6.28
平成33年度	6.27

表 3 - 4 - 13 ごみ処理量の見込み（不燃物処理センター：本市分）

単位：t/日

	燃えないごみ：収集		燃えないごみ：直接搬入		資源ごみ				合計
	家庭系	事業系	家庭系	事業系	新聞紙	雑誌類	タ ^ン ホ ^{ール}	ハ ^{ット} ホ ^{トル}	
平成19年度	3.34	1.15	0.05	0.03	2.95	2.31	1.31	0.52	11.66
平成20年度	3.12	1.17	0.05	0.03	3.09	2.35	1.34	0.55	11.70
平成21年度	2.90	1.17	0.06	0.03	3.21	2.37	1.38	0.57	11.69
平成22年度	2.70	1.15	0.06	0.02	3.33	2.38	1.40	0.60	11.64
平成23年度	2.51	1.13	0.06	0.02	3.45	2.40	1.43	0.63	11.63
平成24年度	2.34	1.11	0.07	0.02	3.56	2.42	1.46	0.65	11.63
平成25年度	2.17	1.08	0.07	0.02	3.67	2.43	1.49	0.67	11.60
平成26年度	2.02	1.06	0.08	0.01	3.77	2.44	1.52	0.69	11.59
平成27年度	1.89	1.06	0.08	0.01	3.87	2.46	1.55	0.72	11.64
平成28年度	1.76	1.04	0.08	0.01	3.97	2.47	1.58	0.75	11.66
平成29年度	1.64	1.04	0.09	0.01	4.06	2.48	1.63	0.77	11.72
平成30年度	1.53	1.02	0.09	0.01	4.15	2.48	1.66	0.79	11.73
平成31年度	1.42	1.02	0.10	0.01	4.24	2.50	1.70	0.81	11.80
平成32年度	1.32	1.02	0.10	0.01	4.33	2.50	1.74	0.84	11.86
平成33年度	1.24	1.01	0.10	0.01	4.41	2.52	1.78	0.86	11.93



	可燃物 (3.18%)	埋立処理物 (14.93%)	資源化物 (81.89%)	合計
平成19年度	0.37	1.74	9.55	11.66
平成20年度	0.37	1.75	9.58	11.70
平成21年度	0.37	1.75	9.57	11.69
平成22年度	0.37	1.74	9.53	11.64
平成23年度	0.37	1.74	9.52	11.63
平成24年度	0.37	1.74	9.52	11.63
平成25年度	0.37	1.73	9.50	11.60
平成26年度	0.37	1.73	9.49	11.59
平成27年度	0.37	1.74	9.53	11.64
平成28年度	0.37	1.74	9.55	11.66
平成29年度	0.37	1.75	9.60	11.72
平成30年度	0.37	1.75	9.61	11.73
平成31年度	0.38	1.76	9.66	11.80
平成32年度	0.38	1.77	9.71	11.86
平成33年度	0.38	1.78	9.77	11.93

表 3 - 4 - 14 ごみ処分量の見込み（大沢最終処分場：本市分）

単位：t/日

	ごみ焼却処理 焼却残渣	不燃物処理C 埋立処理物	合 計
平成19年度	6.89	1.74	8.63
平成20年度	7.01	1.75	8.76
平成21年度	6.94	1.75	8.69
平成22年度	6.86	1.74	8.60
平成23年度	6.77	1.74	8.51
平成24年度	6.67	1.74	8.41
平成25年度	6.56	1.73	8.29
平成26年度	6.44	1.73	8.17
平成27年度	6.43	1.74	8.17
平成28年度	6.38	1.74	8.12
平成29年度	6.37	1.75	8.12
平成30年度	6.30	1.75	8.05
平成31年度	6.29	1.76	8.05
平成32年度	6.28	1.77	8.05
平成33年度	6.27	1.78	8.05

第2項 ごみの排出抑制のための方策

ごみ排出抑制における本市の方針である平成33年度における市民一人ひとりが1日で排出するごみ量の減量化目標を達成するためには、市民、事業者及び行政が、製品の生産・流通・消費というすべての過程において環境保全や再資源化等に配慮していかなければなりません。このような観点から、社会・経済・生活様式を見直しそれぞれの役割と責任を認識することにより、ごみとなるものの発生を各段階で抑制することができると思います。

排出抑制の方法は、住民、事業者及び行政が一体となって、ソフト的、ハード的な部分にわたって協議し、それぞれの役割分担を明確にし、連携して取り組むことが必要となります。

1. 本市における方策

本市は、ごみ減量化・リサイクル推進対策の推進主体として、市民誰もが資源ごみの分別回収に参加できるような分別収集体制の整備や集団回収に対する支援を行うなど、ごみの減量化やリサイクルに向けての積極的な取り組みを実施するように努めることとします。

【具体的行動】

- ・ごみの減量化の積極的な普及・啓発を推進する

- ・広報やイベント開催による啓発活動を実施する
- ・学校教育を通じた環境教育を推進する
- ・社会教育や生涯教育の場を通じて、環境教育を推進する
- ・ごみ減量化、リサイクルキャンペーンを実施する
- ・五泉市廃棄物減量等推進審議会にて廃棄物減量化の推進方策を決定する
- ・ごみ処理施設見学会を実施する

- ・分別収集や集団回収の拡大など資源化を推進する

- ・住民の生ごみ堆肥化（コンポスト）容器購入に対して助成する
- ・資源ごみの分別収集と有害ごみの適正回収を行う
- ・集団回収による回収量に応じた助成措置を実施する
- ・集団回収業者の組織化を支援する

2. 住民における方策

市民は、ごみの排出に深く係わっており、商品の購入・消費の段階からごみの排出者としての立場と責任を自覚し、ごみになりにくい商品や再生品を選択したり、地区ごとの資源ごみの集団回収に協力するなど環境に配慮した生活を実践し、積極的にごみの減量化・リサイクルに努めることとします。

【具体的行動】

- ・ごみの排出量を可能な限り減らすような工夫をする

- ・すぐにごみになるようなものはできるだけ買わない
- ・過剰な包装は断る
- ・買い物袋をもって買い物に行く
- ・寿命の長い丈夫なものを使用する
- ・食べ物は必要な分だけ購入して調理する
- ・生ごみはできるだけ堆肥化する 等

- ・地球環境に易しい商品を選択・購入する

- ・食品トレイ、パックのできるだけ少ない商品を購入する
- ・詰め替え式の商品を使用する
- ・繰り返し使用できる容器入りの製品を購入する
- ・再生品を利用する

- ・資源ごみの回収などリサイクル活動の推進に協力する

- ・町内会や子供会などで資源ごみの集団回収を行う
- ・食品容器など中身はきれいに洗って出す
- ・リサイクルショップや不要品交換会（フリーマーケット）などを利用する
- ・流通事業者が実施する食品トレイ、牛乳パックなどの回収を利用する

- ・本市が定めるごみの収集方法を守り、リサイクルや適正処理に協力する

- ・本市の分別収集などに協力し、分別排出を徹底する
- ・決められた出し方をするなどマナーを守る
- ・市民一人ひとりが減量化推進の主役であることを認識する

3. 事業者における方策

事業者は、O A化の進展などとともに事業系のごみの排出量が増加傾向にあることから、ごみの排出にあたっては積極的な減量化とリサイクルに努めることとします。

【具体的行動】

- ・ 事業所、事業所内のごみ排出抑制・リサイクルを積極的に推進する

- ・ 缶、びんなどを適切に分別して排出する
- ・ O A機器の紙ごみのリサイクルを徹底する
- ・ 資源ごみの保管場所を確保する
- ・ O A用紙、トイレットペーパー等は、再生品、エコマーク商品、グリーンマーク商品などを積極的に購入、使用する

- ・ 包装の簡素化などごみの減量化を推進する

- ・ 包装を簡素化する、包装の簡素化について消費者の理解を深める
- ・ 買い物袋持参キャンペーンを実施する
- ・ 適正包装について業者間で調整を行う
- ・ リサイクルしやすい商品を提供する
- ・ 無駄なダイレクトメールは出さないなど広告宣伝の効率化を図る

- ・ 再商品の販路を拡大するとともに資源ごみの自主的な回収をすすめる

- ・ 再生品やエコマーク商品、グリーンマーク商品等を積極的に提供する
- ・ 空き缶ポストやペットボトルポストなどを設置して、缶・食品トレー、牛乳パック、生きびんなどを回収する

第3項 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

平成19年度現在の分別収集区分は次に示すとおりです。

【燃えるごみ】

生ごみ、布、革製品、ふとん、カーペット、小型プラスチック、枝木、家具類、ビニール、ゴム製品、ビデオテープ、紙おむつ、使いすてライター など

【燃えないごみ】

金属類、ブリキ、トタン、自転車・原付バイク、電化製品（家電4品目、パソコンを除く）、ストーブ、ファンヒーター、なべ類、茶わん類、白熱電球、グロー管、スキー板、ワープロ など

【資源ごみ】

- ・古紙・紙パック

新聞、雑誌類、ダンボール、紙パック

（ただし、感熱紙、カーボン紙、紙コップなどは「燃えるごみ」）

- ・空き缶・空きびん

空き缶、スプレー缶、空きびん

- ・ペットボトル

- ・プラスチックごみ

プラスチック類、ビニール類、発泡スチロール

【有害ごみ】

乾電池、蛍光灯、水銀体温計

【ごみステーションに出せないごみ】

- ・家電4品目

テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫（冷凍庫）

- ・パソコン

デスクトップパソコン（本体）、ノートパソコン、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ

（キーボード、マウス等の付属品だけの場合は「燃えないごみ」）

- ・処理困難物

バッテリー、タイヤ、ドラム缶、廃油、農薬・劇薬、消火器、塗料、スプリングマット、ピアノ・オルガン

本市におけるごみの正しい出し方を図3-4-1～2に示します。

燃えるごみの収集が **月・水・金** 曜日の **区域** (日曜・祝日・1/1~1/3は収集は休みです。) → [12月31日(月)は燃えるごみの収集を行います。]

区域 町内名	種別	月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A 六軒丁・村松駅前通・小新保・秋葉町・若尾町・下瀬町・村松小学校・下瀬木町・下室町	燃えないごみ	3	10	5	3	2	4	2	1	4	8	5	4
	古紙パック	17	21	19	17	21	12	16	20	18	22	19	18
B 湯太小路・御手・村松駅前通・新丁・寺町・山王宮地・山王南宮地・上町・仲町(36°)・下町・大口	燃えないごみ	12	22	14	12	14	13	11	15	13	17	14	13
	古紙パック	26	31	28	26	30	27	30	29	27	30	28	26
C 春日・美郷・さくら・さくら北・春日小路・村松駅前通・福町・高師小路・高師小路・新田町・本村・慶宮(日本村6)・中央町・八幡通・八幡宮地・五月町	燃えないごみ	10	17	12	10	9	11	9	13	11	15	12	11
	古紙パック	24	29	26	24	28	25	25	27	25	29	26	25
D 高松・上大瀬原・下大瀬原・牧・上野・寺田・南田中・青橋	燃えないごみ	7	12	2	7	4	1	6	10	1	12	2	1
	古紙パック	21	19	23	21	18	15	20	24	22	19	16	15
E 別所・中島・安出・大原・蛭野・新屋・山谷・下戸倉・上戸倉	燃えないごみ	5	15	7	5	7	6	4	8	6	10	7	6
	古紙パック	19	24	21	19	23	18	18	22	20	24	21	27
F 中野橋・刈羽・開拓・御野町・長橋・中名沢・千原	燃えないごみ	9		1		3				23		10	
	古紙パック												18

燃えるごみの収集が **火・木・土** 曜日の **区域** (日曜・祝日・1/1~1/3は収集は休みです。) → [5月5日(土・祝日)は燃えるごみの収集を行います。]

区域 町内名	種別	月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
G 片町・本堂・長柄町・御徒町・新道・仲丁・城下・ウッドタウン・本田屋・上木越・木越荒屋	燃えないごみ	4	9	6	4	1	3	3	2	3	9	1	3
	古紙パック	18	23	20	20	22	14	19	16	14	23	20	14
H 村松馬場丁・大手通・柳林・村松町・仲町(36°)・栄町・上瀬町・鶴岡町・新町・深沢・上根木町・上室町・矢津川・下阿弥乾瀬・阿弥乾瀬・熊沢・夏針・川内	燃えないごみ	13	18	15	13	17	10	17	14	12	21	15	12
	古紙パック	27	30	29	30	31	28	31	30	26	31	29	28
I 公置通・桜花寮・粟松園・番坂・東石曾根・宮野下・熊野堂・日の出町・あさひ団地・水戸野・土庫・藤坪・高牧・松野・横瀬・母田・中川原・小面谷・高石・田川内	燃えないごみ	11	16	13	11	10	7	12	9	7	18	8	7
	古紙パック	25	28	27	25	29	20	26	28	21	28	27	21
燃えないごみ	燃えないごみ	7	12	2	7	4	1	6	10	1	12	2	1
	古紙パック	21	19	23	21	18	15	20	24	22	19	16	15
燃えないごみ	燃えないごみ	6	11	8	6	8	5	5	7	5	11	6	5
	古紙パック	20	25	22	27	24	21	24	21	19	25	22	19
燃えないごみ	燃えないごみ	9		1		3				23		10	
	古紙パック												18

ごみを出す時の注意事項
 ☆日曜・祝日(5月5日を除く)・1月1日~1月3日までは、ごみ収集は休みです。
 ☆今年度はG~I地区は5月5日(土)、A~F地区は12月31日(月)に燃えるごみの収集を行います。
 ☆当日最終時刻までに、ごみステーションに出してください(朝日中収集後には出さないこと)。
 ☆ごみステーションに出されたごみは、市の委託業者しか収集できません。
 ☆事業者(会社、商店など)から出るごみは、事業者自ら処理してください。

し尿収集浄化清掃業者
 村松衛生社 ☎58-5203 衛慶岩清掃センター ☎58-5303 萩野浄化清掃サービス(五泉) ☎42-3025

午前8時までに、ごみステーションに出してください。

ごみの分け方・出し方

●透明・半透明の袋に入れるか、ひもでしばる。
 ●燃えるごみ
 ●古紙・紙パック
 ●燃えないごみ
 ●燃えるごみ
 ●燃えないごみ
 ●燃えるごみ
 ●燃えないごみ

●下の種類ごとにひも等で十字にししばる。
 ●燃えるごみ
 ●燃えないごみ
 ●燃えるごみ
 ●燃えないごみ

●下の種類ごとに透明・半透明の袋に入れるか、ひもでしばる。
 ●燃えるごみ
 ●燃えないごみ
 ●燃えるごみ
 ●燃えないごみ

●下の種類ごとに透明・半透明の袋に入れる。
 ●燃えるごみ
 ●燃えないごみ
 ●燃えるごみ
 ●燃えないごみ

●下の種類ごとに透明・半透明の袋に入れる。
 ●燃えるごみ
 ●燃えないごみ
 ●燃えるごみ
 ●燃えないごみ

ごみステーションに出せないごみ

●家電4品目
 ●PC
 ●対象機器
 ●危険物

●燃えるごみ
 ●燃えないごみ

自分でごみを搬入する場合

●料金表

種類	容量	料金
家庭系	一般ごみ	100kgにつき 200円
	燃大ごみ	100kgにつき 300円
事業系	一般ごみ	100kgにつき 500円
	燃大ごみ	100kgにつき 800円

●ごみに関する問い合わせ先
 五泉市役所 環境保全課 衛生係 ☎43-3911
 村松支所 市民課 環境係 ☎58-7181
 五泉地域衛生施設組合 ☎43-3852

表面のごみ分別一覧表も参考にしてください。

図3-4-2 ごみ収集日程表及びごみの分け方・出し方(村松地区)

第 4 項 処理の方法及びその処理主体

1. 収集・運搬計画

平成 19 年度における収集・運搬状況は次のとおりです。

【燃えるごみ】

収集方式はごみステーション収集方式、収集回数は週 3 回として
います。収集体制については、民間委託収集体制を継続しています。

【燃えないごみ】

収集方式はごみステーション収集方式、収集回数は月 2 回として
います。収集体制については、民間委託収集体制を継続しています。

【資源ごみ】

収集方式はごみステーション収集方式を基本としていますが、ペ
ットボトルについては、五泉地区は回収ボックス方式、村松地区は
ごみステーション方式としています。収集回数は月 2 回としていま
す。収集体制については、民間委託収集体制を継続しています。

【プラスチックごみ】

収集方式はごみステーション収集方式、収集回数は月 1 回として
います。収集体制については、民間委託収集体制を継続しています。

【有害ごみ】

収集方式はごみステーション収集方式、収集回数は年 6 回として
います。収集体制については、民間委託収集体制を継続しています。

ごみ減量効果を考慮すると平成 33 年度までのごみの排出量は緩や
かに減少していくようになることを考慮すると、今後も現在の収集・
運搬体制を維持していくものとします。なお、収集・運搬体制に大き
な影響を与えると想定される次に示すような要因が発生した場合は、
すみやかに収集・運搬体制についての見直しを検討するとともに、委
託料についても委託料算出基準を設定し、その基準を用いて委託契約
を行えるような努力をしていきます。

- ① 燃料費等の変動により消費者物価に大きな変動が生じた場合
- ② ごみ分別区分の変更
- ③ ごみ有料化を推進する場合

2. 中間処理計画

本市としては中間処理施設を所有していないため、中間処理計画は五泉地域衛生施設組合と協議しながら、計画を推進する必要があります。よって、ここでは既存資料等を参考にして、今後中間処理をどのように推進していくべきかを検討します。ただし、ごみの排出抑制状況や中間処理施設の処理状況により大きく変動することが考えられますので、定期的に見直す必要があります。

1) 五泉地域衛生施設組合 ごみ焼却処理施設

ごみ焼却処理施設の必要処理能力の算出方法は次のとおりです。

$$\text{必要処理能力} = \text{年間日平均処理量} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}$$

※ 実稼働率

実稼働率とは、年間実稼働日数を 365 日で除し算出する。

- ・年間実稼働日数：365 日－85 日（年間停止日数）＝280 日
- ・年間停止日数：補修整備期間 30 日＋補修点検期間 15 日×2 回＋全停止期間 7 日＋起動に要する日数 3 日×3 回＋停止に要する日数 3 日×3 回＝85 日

※ 調整稼働率

焼却施設の稼働日調整分稼働率（「調整稼働率」という）は、96%とする。ここに示す稼働率とは、正常に運転される予定の日でも故障の修理、やむ得ない一時休止等のため処理能力が低下することを考慮した係数である。

ごみ排出量の予測結果より、処理量が最大となる年度は平成 20 年度となるので将来必要となる最大処理能力は次のとおりとなります。

《平成 20 年度のごみ処理量》

・五 泉 市	: 56.77 t / 日
・阿賀野市（安田地区）	: 8.93 t / 日（阿賀野市一般廃棄物処理基本計画参照）
計	: 65.70 t / 日

$$\begin{aligned}\text{必要最大処理能力} &= 65.70 \text{ t / 日} \div (280 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) \div 0.96 \\ &= 89.21 \text{ t / 日} \approx \underline{\underline{90 \text{ t / 日}}}\end{aligned}$$

ここで算出された将来必要となる最大処理能力（90 t/日）は、既存施設の計画処理能力（150 t/日）を大きく下回っているため、既存のごみ焼却処理施設は、今後も継続して燃えるごみを処理していく能力としては十分な施設となっています。

しかし、供用開始してから 22 年、排ガス処理施設整備工事を行ってから 5 年経過しています。排ガス処理施設整備工事にて整備されたものを除く設備・装置については、老朽化しているものも多数存在していることが考えられるので、ごみ処理広域化計画を踏まえた上で延命化対策について検討していく必要があります。

2) 五泉地域衛生施設組合 不燃物処理センター

不燃物処理センターは、五泉市、阿賀野市の安田地区及び阿賀町の不燃物を処理しています。ここで、将来必要となる処理能力を算出するにあたっては、既存資料を参照しても阿賀町における将来のごみ排出量の予測が不明なため算出できません。

しかし、過去 5 年間ににおける不燃物処理センターへの搬入量の推移より総搬入量は年々減少しているため、今後も継続して燃えないごみや資源ごみを処理していく能力はあるものと想定されます。

しかし、供用開始後 11 年経過し、設備・装置においては耐用年数を超えてきているものも多くなってきているので、計画的な点検、補修、整備を行い、処理能力を十分に発揮できるように管理していく必要があります。

3. 最終処分計画

本市が所有している最終処分場は安定型最終処分場であり、焼却残渣等と埋立処分できる最終処分場を所有していないため、最終処分計画は五泉地域衛生施設組合と協議しながら、計画を推進する必要があります。よって、ここでは既存資料等を参考にして、今後最終処分をどのように推進していくべきかを検討します。ただし、ごみの排出抑制状況や中間処理施設の処理状況により大きく変動することが考えられるので、定期的に見直す必要があります。

1) 五泉地域衛生施設組合 大沢最終処分場

五泉地域衛生施設組合が管理する大沢最終処分場では、ごみ焼却処理施設から発生する焼却残渣、し尿処理施設から発生する焼却残

渣及び不燃物処理センターから発生する不燃残渣を埋立処分しています。

ごみ排出量の予測結果より、平成 33 年度までの埋立処分量の予測は表 3 - 4 - 15 に示すとおりとなります。

平成 18 年度に埋立残容量の測定を実施した結果、残余容量は 14,238m³であったことから、大沢最終処分場の埋立終了予定は平成 23 年度と想定されます。したがって、五泉地域衛生施設組合と協議しながら、次期最終処分場の整備を早急に進める必要があります。

表3-4-15 埋立処分量の予測（五泉地域衛生施設組合 大沢最終処分場）

	埋立重量 (t/年)			埋立容量 (m ³ /年)					残余容量 (m ³)		
	ごみ 焼却残渣	し尿 焼却残渣	不燃残渣	計	ごみ 焼却残渣	し尿 焼却残渣	不燃残渣	計		覆土	合計
実績	平成16年度	3,159	103	—	3,262	2,477	171	—	247	2,895	—
	平成17年度	3,534	95	—	3,629	2,767	159	—	312	3,238	—
	平成18年度	3,065	93	467	3,625	2,406	154	358	585	3,503	14,238
予測	平成19年度	2,884	97	653	3,634	2,218	162	503	383	3,266	10,972
	平成20年度	2,909	97	657	3,663	2,238	162	505	386	3,291	7,681
	平成21年度	2,873	97	657	3,627	2,210	162	505	383	3,260	4,421
	平成22年度	2,836	97	650	3,583	2,182	162	500	378	3,222	1,199
	平成23年度	2,796	97	650	3,543	2,151	162	500	374	3,187	▲ 1,988
	平成24年度	2,756	97	650	3,502	2,120	162	500	370	3,152	▲ 5,140
	平成25年度	2,716	97	646	3,459	2,089	162	497	365	3,113	▲ 8,253
	平成26年度	2,672	97	646	3,415	2,055	162	497	361	3,075	▲ 11,328
	平成27年度	2,668	97	650	3,415	2,052	162	500	361	3,075	▲ 14,403
	平成28年度	2,650	97	650	3,397	2,038	162	500	359	3,059	▲ 17,462
平成29年度	2,650	97	650	3,397	2,038	162	500	359	3,059	▲ 20,521	
平成30年度	2,628	97	650	3,375	2,022	162	500	357	3,041	▲ 23,562	
平成31年度	2,632	97	653	3,382	2,024	162	503	358	3,047	▲ 26,609	
平成32年度	2,628	97	657	3,382	2,022	162	505	358	3,047	▲ 29,656	
平成33年度	2,624	97	661	3,382	2,019	162	508	358	3,047	▲ 32,703	

※ ごみ焼却残渣及び不燃残渣の埋立重量は、五泉市の予測結果に阿賀野市の安田地区分（阿賀野市一般廃棄物処理基本計画参照）を加えて算出している。
し尿焼却残渣の埋立重量は、平成16年度から平成18年度の平均値を参考値として採用している。
体積換算係数は組合実績より次に設定している。

ごみ焼却残渣：1.3 t/m³、し尿焼却残渣：0.6 t/m³、不燃残渣：1.3 t/m³
覆土割合は、平成16年度から平成18年度の平均値である13.3%を採用している。

第5項 ごみ処理施設の整備

第4項 処理の方法及びその処理主体で示したように、平成33年度までのごみ処理状況を考えると、収集・運搬、中間処理施設については現況の体制及び施設を用いて処理することが可能であると想定されますが、最終処分施設については平成24年度以降埋立処分を行うことができなくなってしまうと想定されます。したがって、ごみ処理施設の整備にあたっては次に示す項目について検討し、適正かつ合理的なごみ処理を行うものとします。

1. 最終処分場の整備計画

最終処分場の整備計画を検討するにあたっては次に示す手順で行う必要があります。

1) 建設候補地の選定

まず、市内において建設が可能であると考えられる建設候補地について選定することが必要であります。ここで、建設候補地を選定する際の絞り込み条件としては次のような項目が挙げられます。

- ① 生活環境
- ② 自然環境・利水状況
- ③ 土地取得の容易性及び建設同意の取得性
- ④ 維持管理性

2) 埋立処分地の形態の検討

次に選定された建設候補地において建設可能な埋立処分地の形態を検討する必要があります。

本市における建設可能な埋立処分地の形態は次のとおりです。

① 地上盛土型埋立地

この埋立地の形態は、沖積平野に建設する際に最適な埋立処分地の形態です。

新潟県にある最終処分場の事例としては、豊栄郷清掃施設組合や新潟市江南区（旧亀田町）の最終処分場等が挙げられます。

② 地上掘削型埋立地

この埋立地の形態は、丘陵地で平坦な地形のところに建設する際に最適な埋立処分地の形態です。

新潟県にある最終処分場の事例としては、南魚沼市や長岡市栃尾地区（旧栃尾市）の最終処分場のようなクローズド型最終処分場等が挙げられます。

③ 山間埋立地

この埋立地の形態は、丘陵地の傾斜部を用いて建設するのに最適な埋立処分地の形態であり、日本で最も多い形態になります。既存施設である五泉地域衛生施設組合の大沢最終処分場もこの形態に入ります。

3) 埋立処分地形態別の埋立処分地構造及び浸出水処理方式の決定

必要な埋立容量と検討した埋立処分地の形態より埋立処分地の構造を検討し、検討された構造及び埋立面積より浸出水の処理量及び処理方式を決定します。

決定する際には、できるだけ最小の埋立面積であり、かつ維持管理が容易となるような計画を基本とします。

4) 建設費及び維持管理費の算出

今までに検討された最終処分場建設計画の建設費及び維持管理費を算出し、最も経済的な最終処分場建設計画を新規最終処分場の建設計画として採用します。

5) 新規最終処分場建設における最適な整備計画の策定

最後に、最も経済的な最終処分場建設計画として採用された計画について具体的な建設計画を策定するとともに、財源計画等も策定し新規最終処分場の整備計画を策定します。

2. ごみ排出抑制

ごみの排出抑制における本市の方針である減量化目標の推進状況により、ごみ処理量は大きく変動することが予想されます。

ごみ処理に関する維持管理を削減するためにもごみを減らすことはとても重要なことですので、ごみの排出抑制に関する施策を市民や事業者にも周知・徹底させることはもちろんのこと、排出抑制状況を定期的に確認し、その効果について検証していきます。

3. 中間処理施設の維持管理

中間処理施設の維持管理は五泉地域衛生施設組合にて行っていますが、ごみを適正に処理するためにはとても重要な点となります。今後も五泉地域衛生施設組合と協力しながら適正な維持管理に心がけることはもちろんのこと、次に示す項目について検討していくものとします。

1) 中間処理施設の定期補修

中間処理施設を長期間にわたり安定して運転するには、設備の定期点検を行って不具合箇所を確認し、継続的に補修を行っていくこ

とが補修費の削減につながると考えられます。したがって、定期補修については次に示す項目を考慮して行っていくものとします。

- ① 毎年、定期点検を行い不具合箇所については適切な処置を行います。
- ② 主要設備については、定期点検や精密機能検査の結果をもとにして早めの補修を行うとともに、関連設備の不具合が主要設備の不具合を誘発しないように補修を行っていきます。

2) 中間処理施設の相互協力

補修工事を行うときは長期間にわたり施設の運転を休止する必要があります。当然ながら補修工事前にごみをできるだけ処理し、休止期間にごみを施設内に貯留できるようにしていますが、予想以上にごみが搬入されることも考えられます。また、施設が不慮の事故等により休止しなければならなくなった場合には、ごみ処理が適正にできなくなってしまいます。

したがって、万一、中間処理施設で不具合が生じ長期間休止となった場合には、他の自治体が所有する中間処理施設で処理するという相互協力体制を整えます。

4. 中間処理施設の整備

既存の中間処理施設においては、定期的な補修工事を行い、適正な維持管理に心がけていますが、適正な維持管理を行っていたとしても中間処理施設では 20～25 年を超えると新たな処理施設の建設を行うことが多くなっています。

中間処理施設の建設にあたっては、建設用地の選定・購入交渉、建設までの準備（住民説明・同意の取得や環境アセスメントの実施）を経て建設工事着工となり、新たな処理施設が供用開始となるまで5年から8年程度と長期間にわたるプロジェクトとなるため、最終処分場の整備状況を勘案しながら、中間処理施設の整備を推進しなければならないと想定されます。中間処理施設の整備には多額の費用がかかるため、ほかの大型プロジェクトを勘案して計画的に予算化して行くものとします。

第6項 その他

1. 適正処理困難物に対する対処方針

適正処理困難物の処分については、排出者の自己処理を原則とし業界団体との連携を図りながら、処分・回収ルート確立を図ることとします。また、医療系特別管理一般廃棄物については、医療機関による適正な処理ルートを確保するように、医師会や環境センター等各関係機関と連携を取り指導を行います。

2. 災害時における対策

地震及び豪雨による水害等の自然災害又は不慮の事態が発生した場合は、地域防災計画により決められた対策に基づいて行動します。災害時の具体的な対策については次のとおりです。

- ・地震や豪雨等がおさまり次第、廃棄物処理施設の被害状況を確認します。
- ・五泉地域衛生施設組合 ごみ焼却処理施設や不燃物処理センターが運転不能となった場合には、速やかに新発田地域振興局健康福祉環境部環境センター及び新潟県災害対策本部と連携してごみを他の自治体にて処理ができる体制を整えます。
- ・災害時には大量のごみが搬入されるため、ごみピットにて災害ごみを保管できなくなるおそれがあります。被害範囲が市内全域に及ぶようであれば災害ごみの一時保管場所を決め、ごみ焼却処理施設へ搬入したほうが効率的な処理が可能となります。なお、一時保管場所は、広い面積を有し交通のアクセスが良い場所とし、災害ごみの保管や処理・処分方法については、市役所の職員だけでは対応しきれない場合もあるので、災害発生初期段階から産業廃棄物処理業者や廃棄物コンサルタントの協力の下で行うものとしします。

3. 多量の一般廃棄物の受入方法

一時的に多量に排出される一般廃棄物は、原則として受け入れるものとしませんが、通常のごみ処理業務に支障をきたさない程度にて搬入してもらうように指導します。